

第11号様式の5 (第5条関係)

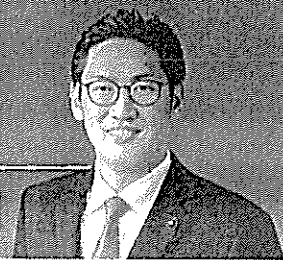
政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 小村 尚己

年 月 日	令和7年4月10日他				
表題と発行部数	こむらなおき 奈良県議会活動報告書 vol.29 30,000部				
対象者	主に生駒郡				
配布方法	郵送・ポスティング・駅頭配布				
発行目的	県議会での取り組みを周知し、県民の意見を募集するため				
按分率の説明	名前(大きく表記されているもの)と顔写真の用紙に対する割合で計算 5%以下なので95%で充当				
内容	県議会本会議、委員会での質疑など、県政についての報告				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収 書番 号
	広報誌郵送代	日本郵便 株式会社	1,760 円	@110×16 通	3
	広報誌郵送代	日本郵便 株式会社	2,750 円	@110×25 通	9
	広報誌郵送代	日本郵便 株式会社	1,760 円	@110×16 通	17
	印刷・デザイン・ 構成費・ 三つ折り加工	(株)F G	165,000 円	@5×30,000 枚+消費税	19
	振込手数料	南都銀行	220 円		19
	広報誌郵送代	日本郵便 株式会社	3,520 円	@110×32 通	24
	広報誌郵送代	日本郵便 株式会社	1,980 円	@110×18 通	27
	広報誌郵送代	日本郵便 株式会社	220 円	@110×2 通	88
	広報誌郵送代	日本郵便 株式会社	3,630 円	@110×33 通	98
	広報誌郵送代	日本郵便 株式会社	550 円	@110×5 通	100
	広報誌郵送代	日本郵便 株式会社	1,650 円	@110×15 通	101
	広報誌郵送代	日本郵便 株式会社	1,100 円	@110×10 通	102
	広報誌郵送代	日本郵便 株式会社	1,980 円	@110×18 通	110
	広報誌郵送代	日本郵便 株式会社	3,850 円	@110×35 通	119

	広報誌郵送代	日本郵便株式会社	2,860 円	@110×26 通	137
	広報誌郵送代	日本郵便株式会社	1,100 円	@110×10 通	142
	広報誌郵送代	日本郵便株式会社	1,430 円	@110×13 通	143
	広報誌郵送代	日本郵便株式会社	1,430 円	@110×13 通	208
	合計 196,790 円 ※95%充当 186,947 円				
備考	添付資料：広報誌				

注 発行した広報紙を添付してください。



議会報告を自分で配りながら地域を回らせていただいております。
お困りごとやご意見がございましたら、お気軽にご連絡ください。

奈良県議会議員 こむらなおき

日々の活動
はこちら



ご意見ご要望
はこちら



独断の県政？ どのような議論があり、政策決定されたかがわからない！？

命を守る防災拠点が25haのメガソーラーへ

山下県政が始まり2年が経過いたしました。議論の過程や根拠が不透明なまま政策決定がされているように思えます。

2024年1月、奈良県が防災拠点のために購入した五條市の県有地に、25haのメガソーラーを設置し、防災拠点はわずか5haにするという構想が知事から突然発表されました。

私は、明らかにおかしいと思い議会で追及した結果、防災拠点としての機能が十分に検討された形跡はなく、専門家の意見も聞かれていない状態で“面積だけ”が決まっていたことが判明。

令和6年3月 一般質問

議会でのやりとりは要約して掲載しています。
実際の答弁はこちら



こむら なぜ10haで十分だと考えたのか？専門家の検証もなく、根拠が不明ではないか？

県立橿原公苑が11haだから、10haで大丈夫だろうと判断した。

山下知事

こむら 受援体制が定まっていない段階で、なぜ10haで足りると断言できるのか？ヘリポートの数、給油所、自衛隊のベースキャンプ、燃料庫、整備場……必要な施設を積算した上で面積を決めるべきでは？

確かにその通り。
今後、令和6年度中に専門家の意見も踏まえ、10ha以上が必要となれば柔軟に対応する。
(こむら議員の)ご指摘を聞いて、10haにこだわる必要はないと考え直した。

知事

こむら 命を守る取組を議論している。少し安易過ぎないか。そもそも“ゼロベース”で再検討すべきではないか？

ゼロベースで再検討する。

知事

山下知事「お昼ごはんのときに言ったかもしれませんが…」

五條市県有地の防災拠点は南海トラフ巨大地震が起こったときに紀伊半島を守るために、国に位置づけられた場所です。

ところが、「他府県を助ける構想はやめ、受け入れ体制の拠点に見直す」と知事から説明がありました。しかも、その方針を他府県へ正式な会議や議事録が残る場で伝えた記録はなし。

こむら 和歌山県、三重県の知事は同意されたのか？議事録は？

お昼ごはんのときに言ったかもしれませんが……

山下知事

ここでも透明性を欠いた政策決定の進め方が明らかになりました。

防災拠点の本来の役割は、県民の命を守ること。“先に絵を描く”のではなく、“必要な中身を議論してから形にする”ことが、政策決定には求められています。

【整理して見える、これまでの歩み】 五條市防災拠点構想の経緯と議会の動き



山下知事が就任
大規模広域防災拠点事業を白紙撤回

総合防災対策特別委員会で質疑
(面積根拠や体制の不備を追及)

有識者会議でもメガソーラー案に懸念
「防災拠点に特化を」との意見多数

2023
8月

2024
1月

2024
2月

2024
3月

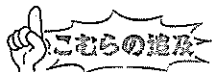
2024
4-8月

2025
1-2月

防災拠点は「樫原1か所」で
よいとの県方針を公表

知事が防災拠点に
25haのメガソーラーと
防災機能は5haにすると発表

一般質問で知事が「10haにこだわらない」
「有識者の意見を聞く」と修正表明



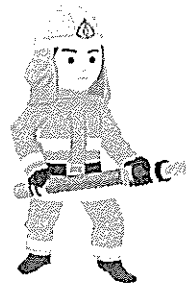
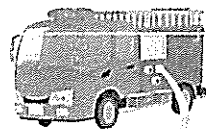
メガソーラー計画は事実上の撤回
消防学校を五條市へ
移転整備と正式発表

迷走する消防学校移転先

老朽化が進む宇陀市の消防学校。県は旧高田東高校を移転先としましたが、浸水リスクや交通アクセスの課題がありました。私も提出者の一人となり、修正予算案を提出し、賛成多数で可決されました。

その結果、見直す機会が生まれ、再検討の結果、五條県有地の防災拠点に併設されることが決まりました。

これは、知事が事業停止をした案であり、結果として時間も予算もムダになりました。



こむらのコラム

納得と信頼のある政治をめざして



SNS上では奈良県議会について印象操作とも取れる発信が目立ちます。

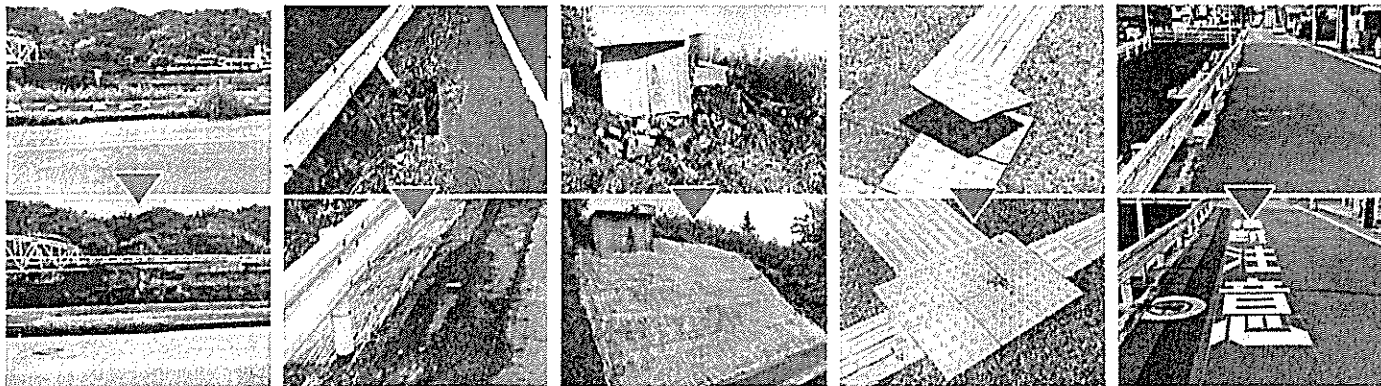
たとえば、前知事時代の公共事業を「利権」と決めつける、予算案に反対した議員を「すべての政策に反対した」と誤解させる投稿などです。

こうした全く根拠のない、感情的な発信が広がると冷静な議論の土台が揺らぎ、県政への信頼も損なわれかねません。

大切なのは「誰が、どこで、どう議論し、どう決めたか」という過程であり、政策はパフォーマンスではなく県民のためのものです。分断ではなく傾聴と協調の政治を行いたいものです。

私自身は、パフォーマンスではなく、地域と県民のために一步一步、歩み、汗をかく政治を貫きたいと思います。

小さな穴ぼこや通学路のお困りごとなど身近なご要望にも取り組んでいます！



これらの他にも様々なご相談を改善しております。お気軽にお声がけください。

活動協力をお願い

この活動報告はすべての世帯に配られるものではありません。少しでも多くのご意見やお考えを県政に届けるため、生駒郡4町のこと、奈良県政のことを知っていただくため、お知り合いや自治会などでの近くでの催しものなどの集まりにもお気軽にお声がけください。

小村尚己事務所 〒636-0123 生駒郡斑鳩町興留7-7-2

携帯 080-6234-2379 FAX 0745-75-7898
Mail komura@kyouikujuuku.com

第 1 1 号様式の 5 (第 5 条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)						
会派・議員名 小村 尚己						
年 月 日	令和 7 年 5 月 28 日他					
表題と発行部数	こむらなおき 奈良県議会 6 月定例会質問案内 2,509 部					
対象者	主に生駒郡					
配布方法	郵送					
発行目的	県議会での取り組みを周知し、県民の意見を募集するため					
按分率の説明	令和 7 年度 6 月定例会、一般質問の告知のため 1 0 0 %					
内容	県議会本会議、委員会での質疑など、県政についての報告					
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収 書番 号	
	質問案内郵送 用宛名ラベル 代	amazon	7,182 円	12 面×100 シート×2 冊	28	
	質問案内用 A4 コピー用 紙 2,500 枚	amazon	2,245 円	2,500 枚	29	
	質問案内郵送 代	日本郵便 株式会社	171,153 円	@81×2,113 通	44	
	質問案内郵送 代	日本郵便 株式会社	40,676 円	@96×206 通 @110×190 通	45	
	合計 221,256 円 ※100%充当 221,256 円					
	備考	添付資料：質問案内				

注 発行した広報紙を添付してください。

日時:6月25日(水) 13:00～

奈良テレビにて生放送 ※議事により遅くなります。

質問内容は以下の通りです。



インターネット中継は
こちらから⇒



番号	質問項目	質問要旨
1	関西広域連合への県負担金について	関西広域連合への全部参加により、県の負担金は増加したが、どのような成果があったのか。また、最小の負担で最大の成果を上げることが重要と考えるが、今後、県はどのように取り組んで行くのか。
2	農業用井堰の改修にかかる農業者負担の軽減について	水田営農を支えるためには、井堰の更新時に農家の負担を軽減するための支援が不可欠と考えるが、県として今後どのような取組を進めていくのか。
3	中学校における休日の学校部活動の地域移行について	中学校における休日の学校部活動の地域連携および地域クラブ活動への移行に向けて、県として今後どのように市町村を支援していくのか。また、県内市町村における現在の学校部活動の地域移行の進捗状況についても、併せて伺いたい。
4	陸上自衛隊駐屯地の誘致について	全国で唯一、陸上自衛隊駐屯地がない奈良県への駐屯地配置を実現するため、より積極的に誘致に関して要望するべきと考えるかどうか。
5	新西和医療センターの整備について	令和13年度頃の新西和医療センターの移転・開院に向け、県で進めている取組と今後の見通しについて伺いたい。

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等) 会派・議員名 小村 尚己					
年 月 日	令和7年6月12日				
表題と発行部数	こむらなおき 奈良県議会活動報告書 質問通告 500部				
対象者	主に生駒郡				
配布方法	駅頭配布				
発行目的	県議会での取り組みを周知し、県民の意見を募集するため				
按分率の説明	令和7年度6月定例会、一般質問の告知のため100%				
内容	県議会本会議にて一般質問を行うことの告知				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収 書番 号
	広報誌印刷代	株式会社 プリント パック	4,030 円	500 部	39
	合計 4,030 円 ※100%充当				
備考	添付資料：質問通告				

注 発行した広報紙を添付してください。

こむら なおき

奈良県議会
活動報告

令和7年6月
号外号

奈良県議会 6月議会 一般質問のご案内

こむらなおき 6月議会で一般質問を行います!!

6月24日
or
25日

インターネット
奈良テレビ
中継あり

奈良県議会
インターネット中継は
こちらから



13:00以降



※17日の議会運営委員会で詳細が決まります。

質問項目

※質問項目は変わる場合がございます。ご了承ください。

1. 関西広域連合への県負担金について
2. 農業用井堰の改修にかかる農業者負担の軽減について
3. 中学校における学校部活動の地域移行について
4. 陸上自衛隊駐屯地の誘致について
5. 新西和医療センターの整備について

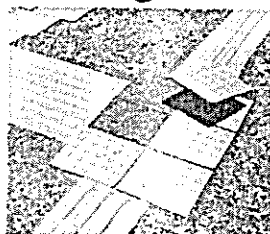
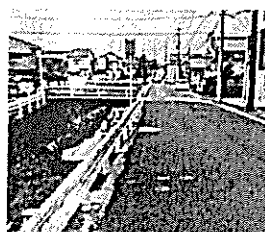
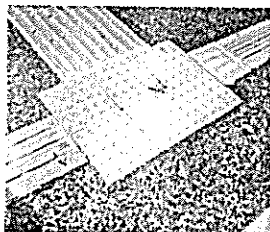
※詳細な日時と質問項目は各種SNSと公式ラインでお知らせいたします。

生駒郡を力強く、前へ。

日々の活動や政策、ご意見・ご要望はこちら



日々の活動や県政について発信中。公式ラインでは24時間365日、地域のお困りごと、ご意見・ご要望、県政へのご意見など受付中！お気軽にご連絡ください！



道路だけでなく教育、福祉や河川など様々なご要望をいただき
日々、解決に向け尽力しております！

小村尚己事務所
〒636-0123
生駒郡斑鳩町興留7-7-2

携帯 080-6234-2379
FAX 0745-75-7898
Mail komura@kyouikuikyoku.com



こむらの一般質問

第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）					
会派・議員名 小村 尚己					
年 月 日	令和7年8月12日				
表題と発行部数	こむらなおき 奈良県議会活動報告書 令和7年夏号 1,000部				
対象者	主に生駒郡				
配布方法	駅頭配布				
発行目的	県議会での取り組みを周知し、県民の意見を募集するため				
按分率の説明	名前（大きく表記されているもの）と顔写真の用紙に対しての割合で計算 5%以下なので95%で充当				
内容	学校部活動の地域移行について				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収 書番 号
	広報誌印刷代	株式会社 プリント パック	5,550 円	1,000 部	71
合計 5,550 円 ※95%充当 5,272 円					
備考	添付資料：広報誌				

注 発行した広報紙を添付してください。

学校部活動の地域移行

**国は期限延長も県の方針に変更なし
そして、市町村に丸投げ？**



県は令和8年度から中学校の休日部活動を地域クラブ移行する方針です。

教員の負担軽減や少子化への対応が目的ですが、準備不足により保護者負担や地域格差の拡大が懸念されます。しっかりと地域の実情を踏まえた具体策が急務です。令和7年6月議会で取り上げ、課題を整理し改善を提案しました。



ガイドライン	令和4年12月に国が策定。令和5-7年度を「改革集中期間」と設定。
県方針	令和8年度から休日の教員による部活動を廃止（知事：令和6年2月会見）。国が期限を事実上延長しても県は変更せず。
市町村の取組	「移行の手引」に基づき準備。令和6年度は24市町村が国の実証事業を活用。
教育委員会の支援	▶ 保護者向け説明動画（令和6年3月公開） ▶ 人材バンク設置（令和6年6月～）
進捗調査	令和8年度の実施体制について市町村調査を実施中。結果を踏まえ追加支援を検討。

主な課題

◆指導者の確保

人手不足が懸念。人材バンクや大学生活用は検討しているものの地域差が大。

◆財源の確保

運営費・謝金の負担先が未確定。県は「原則保護者負担」想定。こむらから、現在、土日の部活動に対して支払われている手当（約1.66億円）を上回る激変緩和措置を提案。

◆保護者・地域の不安

「本当に移行できるのか」「活動が続けられるのか」など疑問が根強い。説明動画だけでは不十分との指摘。

生駒郡を力強く、前へ。

県の対応方針(議会での答弁より)

課題	対応策	スケジュール
指導者確保	人材バンクの拡充・部活動指導員制度併用	令和6年度～
財源確保	国補助を注視しつつ、市町村調査後に県独自支援を検討	今後検討
制度周知	保護者向け動画・市町村説明会	動画：公開済
進捗管理	全市町村へ令和8年度体制調査、課題別に支援検討	調査実施中

こむらの まとめ

**県から市町村への具体的な支援策はなく
検討中との答弁ばかり。対応が不十分。**

- ①県の期限は動かず令和8年度から開始▶準備不足で市町村は混乱！
- ②指導者と財源の確保が最大の壁▶県の具体的な支援策は未定！
- ③今年度が勝負▶市町村調査→予算要求→制度設計を急ぎ、現場説明を強化！

日々の活動や政策、ご意見・ご要望はこちら

【SNSのご案内】

日々の活動や県政について発信中



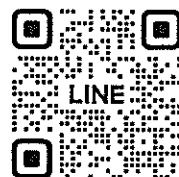
instagram



X(旧Twitter)

【公式ラインのご案内】

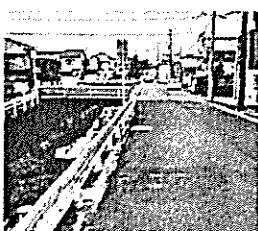
こむらなおき公式ラインでは24時間365日、地域のお困りごと、ご意見・ご要望など受付中！



また『対話集会』の開催もしております。おひとりでも、おふたりでも、ご希望があれば地域に伺い、地域の実情や県政へのご意見を直接お聞かせいただければと考えております。ご希望の方はご連絡ください。

【要望活動】

生駒郡四町において、道路だけでなく教育、福祉や河川など様々なご要望をいただいております。日々、解決に向け尽力しております！



奈良県議会議員(生駒郡選出)

こむらなおき事務所

〒636-0123

生駒郡斑鳩町興留7-7-2

携帯 **080-6234-2379**

FAX **0745-75-7898**

Mail komura@kyouikujuuku.com

第 1 1 号様式の 5（第 5 条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）					
会派・議員名 小村 尚己					
年 月 日	令和 7 年 10 月 1 日				
表題と発行部数	こむらなおき 奈良県議会活動報告書 令和 7 年秋号 1,000 部				
対象者	主に生駒郡				
配布方法	駅頭配布				
発行目的	県議会での取り組みを周知し、県民の意見を募集するため				
按分率の説明	名前（大きく表記されているもの）と顔写真の用紙に対しての割合で計算 5%以下なので 95%で充当				
内容	関西広域連合について				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収 書番 号
	広報誌印刷代	株式会社 プリント パック	5,550 円	1,000 部	183
	合計 5,550 円 ※95%充当 5,272 円				
備考	添付資料：広報誌				

注 発行した広報紙を添付してください。

こむら なおき

令和7年
秋号

奈良県議会
活動報告

関西広域連合の実像

パフォーマンスの広域連合から 真の広域行政へ

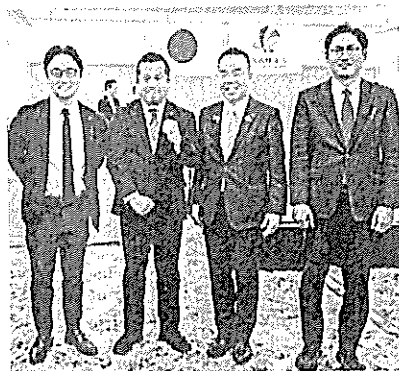
奈良県議会の理事(代表)として、関西広域連合議会に参加しています。関西広域連合は2府6県4政令市で
つくる巨大圏域ですが、予算はとても小さいのが実情
です。

いまの状況

近畿一円の12府県市で構成。圏域人口約2200万人。

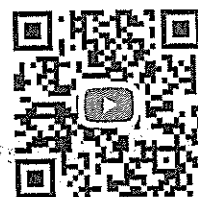
令和7年度予算は約38億円。予算規模扱いでいうと人口約
2000人の町村。主にドクターヘリや万博関連予算。

奈良県は昨年から「全分野参加」。お金と人の負担が増加。



関西広域連合議会にて左から
後藤田知事(徳島県)
あしたか清友奈良県議
三日月知事(滋賀県)

こむらなおきチャンネルで
関西広域連合について解説／



関西広域連合議会での
実際の質問動画はこちら



どこが課題？

- ◆お金が少ない
広域の仕事を担当するには、全体予算が小さすぎる。
- ◆ハードに回せない
防災拠点や資機材、道路など“形に残る整備”に回す余地が乏しい。
- ◆住民の実感が薄い
交流は進むが、暮らしの安心・便利さに直結する成果が見えにくい。
- ◆観光は取り合いに
少ない予算では府県・政令市ごとのPR色が強く、広域の一体戦略が機能しにくい。

生駒郡を力強く、前へ。

こむらの提案

予算は増やし、使い道は絞る

◆まずは予算の“上乘せ”が必要

広域ならではの仕事(防災・救急・減災・広域医療)を担うには、今の規模では足りません。しっかりと議論をして予算を増やすべきです。

◆増やすなら、行き先を決める

①防災拠点・資機材の共同整備 ②救急・医療の広域連携強化

③災害時通信・データ基盤の整備 に重点配分。

◆まとめて買って、確実に届かせる

資機材やソフトは“共同購入”で単価を下げ、各府縣市へ均等に配備。

◆毎年、使い道と成果を見せる

「何にいくら使い、どの地域でどんな効果が出たか」を数字と事例で毎年公開。

◆時限・見直し条項をつける

上乘せ分は数年ごとに点検。効果が薄い分野は減らし、必要な分野へ回す。

こむらの まとめ

巨大な圏域に対し、今の予算は小さすぎる。だからこそ“増やして、絞って、見える化”。広域で本当に必要なハードに投じ、暮らしに届く実益へ。

日々の活動や政策、ご意見・ご要望はこちら

【SNSのご案内】

日々の活動や県政について発信中



instagram



X(旧Twitter)

【公式ラインのご案内】

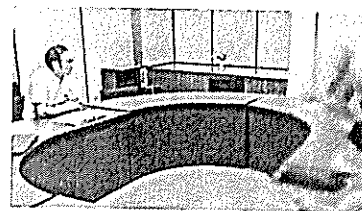
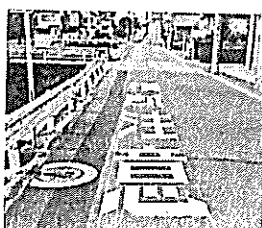
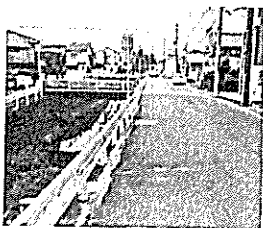
こむらなおき公式ラインでは24時間365日、地域のお困りごと、ご意見・ご要望など受付中！



また『対話集会』の開催もしております。お一人でも、お二人でも、ご希望があれば地域に伺い、地域の実情や県政へのご意見を直接お聞かせいただければと考えております。ご希望の方はご連絡ください。

【要望活動】

生駒郡四町において、道路だけでなく教育、福祉や河川など様々なご要望をいただいております。日々、解決に向け尽力しております！



奈良県議会議員(生駒郡選出)

こむらなおき事務所

☎ 7636-0123 奈良県生駒郡斑鳩町興留7-7-2

☎ 080-6234-2379

✉ komuranaokikouenkai@gmail.com

第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）					
会派・議員名 小村 尚己					
年 月 日	令和7年 11 月 18 日他				
表題と発行部数	こむらなおき 奈良県議会 1 2 月定例会質問案内 2,619 部				
対象者	奈良県内、主に生駒郡				
配布方法	郵送				
発行目的	県議会での取り組みを周知し、県民の意見を募集するため				
按分率の説明	令和7年度 1 2 月定例会、一般質問の告知のため 1 0 0 %				
内容	県議会本会議、委員会での質疑など、県政についての報告				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収 書番 号
	質問案内郵送 用宛名ラベル 代	amazon	834 円	12 面×100 シート×2 冊	121
	質問案内郵送 用宛名ラベル 代	amazon	7,182 円	12 面×100 シート×2 冊	122
	質問案内用 A4 コピー用 紙 2,500 枚	amazon	2,809 円	500 枚×5 冊	123
	質問案内添え 状用 A4 コピ ー用紙 2,500 枚	amazon	2,809 円	500 枚×5 冊	124
	質問案内郵送 代	日本郵便 株式会社	173,745 円	@81×2,145 通	134
	質問案内郵送 代	日本郵便 株式会社	49,116 円	@96×216 通 @110×258 通	135
合計 236,495 円 ※100% 充当					
備考	添付資料：質問案内等				

注 発行した広報紙を添付してください。



奈良テレビにて生放送

質問内容は以下の通りです。

番号	質問項目	質問要旨
1	県立高等学校における進学教育重点校やスポーツ・文化活動推進校の取組について	県教育委員会では、県立高等学校の特色や魅力を高めるため、進学教育重点校やスポーツ・文化活動推進校を指定しているが、今後、どのように取組を充実していくのか。
2	部活動の地域移行に向けた支援について	県では「令和8年度から中学校の休日における教員の指導による学校部活動を廃止する」と表明しており、その令和8年度まで、残すところあと3ヶ月となったが、今後、県教育委員会としてどのような支援によって市町村の取組をリードしていくのか。
3	特定外来生物への県の対策について	クビアカツヤカミキリやナガエツルノゲイトウなどの特定外来生物に対し、県ではどのような対策を講じているのか。また、今後どのような取組を進めていくのか。
4	警察力の維持について	警察の働き方改革が進んでいると聞くが、サイバー犯罪や特殊詐欺など様々な犯罪への対応が求められる中で、働き方改革を進めながらどのように警察力を維持していくのか伺いたい。

いつもお世話になりありがとうございます。

さて、同封の紙面の通り奈良県議会において、
一般質問をさせていただきます。

お時間を許しましたら奈良テレビにて、県議
会の活動の一端をご覧ください。

最後になりましたが、お身体ご自愛の上、今後
ともご指導ご鞭撻を賜りますようお願い
申し上げます。

奈良県議会議員

小村尚己

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等) 会派・議員名 小村尚己					
年 月 日	令和8年2月12日他				
表題と発行部数	こむらなおき 奈良県議会活動報告書 vol.30 会派号 23,840 部				
対象者	生駒郡				
配布方法	駅頭・郵送・ポスティング				
発行目的	県議会での取り組みを周知し、県民の意見を募集するため				
按分率の説明	県議会会派ニュースとしてすべて政務活動				
内容	県議会についての報告				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	広報誌郵送代	日本郵便株式会社	330 円	@110×3 通	171
	広報誌郵送代	日本郵便株式会社	1,320 円	@110×12 通	174
	広報誌郵送代	日本郵便株式会社	36,960 円	@96×385 通	176
	広報誌郵送代	日本郵便株式会社	1,980 円	@110×18 通	187
	広報誌郵送代	日本郵便株式会社	2,750 円	@110×25 通	194
	印刷・デザイン・構成費・2つ折り加工・併配ポスティング費込	(株)F G	273,240 円	@20×1,000 枚+消費税 @10×22,840 枚+消費税	202
	振込手数料	南都銀行	220 円		202
合計 316,800 円 ※90.4% 充当 286,384 円					
備考	添付資料：広報誌				

注 発行した広報紙を添付してください。

奈良県議会会派 自由民主党・無所属の会

政策新聞
会派号



こむら なおき



奈良県議会議員の小村尚己です。「地域に一番身近な議員」を目指し、地道に活動が続けてまいりました。

自らの足で歩き、ポスティングを通して地域の実情を肌で感じる。頂いたご要望を「何とかできないか」と考え、行動する。そして、会派の仲間と議論を尽くし、県政を一步ずつ前へ進める。

これまでも、これからも、皆様の声を力に変えて全力で取り組んでまいります。どうぞお気軽にお声掛けください。

奈良県議会議員 小村 尚己

日々の活動はこちら

ご意見ご要望はこちら



奈良の「未来」のために、議会は動く

県政の課題に、決断と実行を

課題に向き合い、動くこと。それが、政治の本来の姿です。

私たち「自由民主党・無所属の会」は、奈良の未来のために、これからも現場の声を出発点に、決断と実行の政治を貫いていきます。

小村尚己事務所 〒686-0128 生駒郡斑鳩町興留7-7-2

TEL 080-6234-2379 FAX 0745-75-7898

E-mail: komura@kawanakawaka.com

自由民主党・無所属の会からの提言！ ～議員定数見直しへ～

「議員が多すぎるのではないか」という声や、「地域の実情も踏まえて考えるべきだ」との意見も寄せられています。奈良県全体で見れば、地域ごとの実情や課題は大きく異なります。

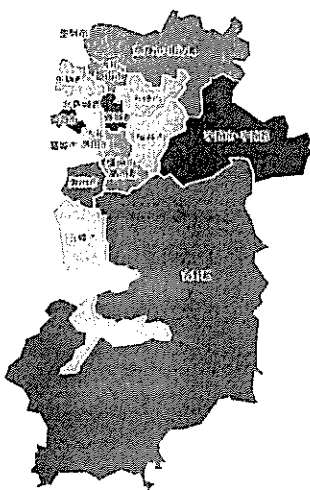
私たち「自由民主党・無所属の会」は、こうした多様な県民の声を出発点に、議論を深めることこそが必要だと考えました。

そのため、9月に「定数および選挙区等検討委員会」の設置を他会派に呼びかけ、主導しました。

人口減少や都市部への集中が進む今、令和9年春の奈良県議会議員選挙を見据え、来年春に行われる国勢調査の結果を待つだけでなく、議会自らが“どうあるべきか”を議論することが不可欠です。

呼びかけから一か月後の10月24日、委員会が正式に設置されました。

奈良県議会議員選挙の選挙区 令和7年10月1日現在(出典:奈良県)



選挙区	定数	当該選挙区に含まれる市町村	人口合計	1議員あたり
奈良市・山辺郡	11	奈良市、山添村	347,991	31,635
大和高田市	2	大和高田市	59,165	29,583
大和郡山市	3	大和郡山市	79,980	26,660
天理市	2	天理市	59,979	29,990
橿原市・高市郡	4	橿原市、高取町、明日香村	128,470	32,118
桜井市	2	桜井市	52,447	26,224
五條市	1	五條市	24,849	24,849
御所市	1	御所市	21,686	21,686
生駒市	4	生駒市	113,968	28,492
香芝市	2	香芝市	76,877	38,439
葛城市	1	葛城市	37,067	37,067
宇陀市・宇陀郡	1	宇陀市、曾爾村、御杖村	27,401	27,401
生駒郡	2	平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町	74,044	37,022
磯城郡	2	川西町、三宅町、田原本町	44,228	22,114
北葛城郡	3	上牧町、王寺町、広陵町、河合町	93,764	31,255
高野郡	2	吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村	32,280	16,140

この場では、単なる定数削減ではなく、面積や地域性を踏まえた「一票の格差」の在り方を含め、奈良の実情に即した制度設計をどう進めるか。

効率性と代表性の両立という難題に向き合いながら、私たちは県民の視点に立った冷静で開かれた議論を進めていきます。



県立高校を、置き去りにしない ～「無償化」の陰で、教育のバランスを崩させない～

私立高校の授業料無償化。

家庭の経済状況などに左右されず進学できるという点で、「教育の機会の公平化」に向けた重要な一歩です。私たちもこの方針を支持しています。

しかし、その陰で子どもたちが日々学ぶ県立高校の環境整備が後回しになっています。

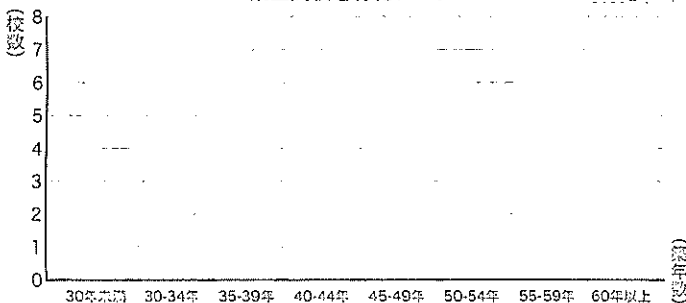
空調、トイレ、校舎、体育館、特別教室など、安心して学べる環境づくりが早急に必要です。

「私立は無償化、県立は老朽化」では、安心して教育を受ける機会を失うことになってしまいます。

本来、県立高校こそが、「県がまず取り組むべき」、地域の教育の基盤であり、地域を守るための基盤です。

私たち「自由民主党・無所属の会」は、現場の声を力に、県立高校の環境整備を最優先課題として求めています。無償化はゴール

県立高校老朽化データ



ではなく、教育を次のステージへ進めるための再スタートです。

会派の勉強会では大学教授をお招きし、先行地域である大阪府の高校無償化制度を学びました。

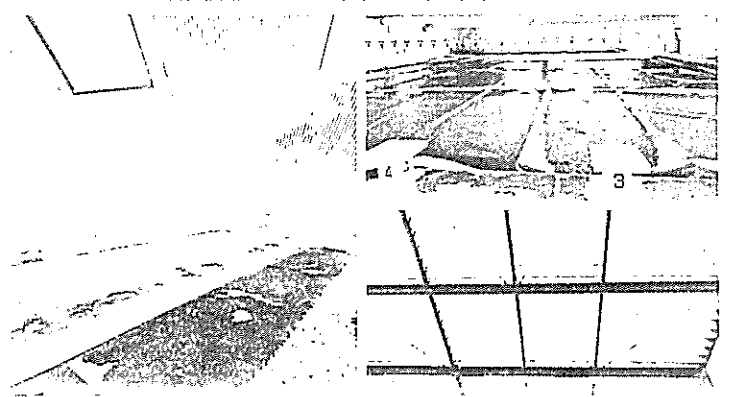
その中で、無償化だけに目を奪われてしまうと、「公教育とは何か」という本質が置き去りになります。

その結果、「すべての子どもたちを守る」というセーフティーネットが機能しなくなり、かえって問題が深刻化することもあります。

- ☒ 生活が厳しく、学習支援が必要な生徒が増えています
- ☒ 高校そのものがなくなる「空白地域」もあります
- ☒ 学校と地域がつながる仕組みが不足しています

つまり、就学費は無料でも、「学べる“場所”や“機会”そのもの」が失われる可能性があります。

現在使用している老朽化した県立高校の施設



努力を裏切らない制度を ～突然の変更は、子どもたちの声を代弁～

県立高校入試における「内申点の扱い」が、ことし7月、突然変更されました。

これまで「中学1年からの成績が反映される」と説明されてきたものが、一学期の成績が確定した後に「3年生の成績のみ」とされた生徒がいます。

これは、受験生と保護者にとって「不意打ち」であり、制度への信頼を損なう行為です。

なぜ、子どもたちのこれまでの努力の方向性を覆すような変更を、この最悪のタイミングで行ったのか。

そして、なぜ将来を左右する重要な変更にもかかわらず、通例である「移行期間」を設けないと判断したのか。

県教育委員会には、その場しのぎの説明ではなく、受験生と保護者が納得できる「明確な経緯」と「責任ある説明」が求められます。

私たち「自由民主党・無所属の会」は、子どもたちが安心して努力できる環境を守るため、現場の声を踏まえた制度運用の改善を強く求めています。

7月までのルール（現・中3生から適用）

1・2年 観点3(※)による3段階評価 **3年** 5段階評定×2倍 = 144点満点

※2観点3とは、「主体的に学習に取り組む態度」を3段階(A・B・Cなど)で評価したもの

ことし7月、突然変更

調査書の「各教科の学習成績」の取扱いを以下のパターン①～④で定めます。

パターン1	パターン2
標準的な調査書の学習成績の取扱い (合計144点満点)	第3学年の点数をさらに2倍する (合計234点満点)
第1学年 標準3・4・5段階評価 × 9教科 = 27点満点	第1学年 27点満点
第2学年 標準3・4・5段階評価 × 9教科 = 27点満点	第2学年 27点満点
第3学年 5段階評定 × 9教科 × 2倍 = 90点満点	第3学年 90 × 2 = 180点満点
パターン3	パターン4
第1、2学年の点数を2倍する(合計198点満点)	第1、2学年の点数は調査書成績に加え、 第3学年の点数をさらに2倍する(合計180満点)
第1学年 27 × 2 = 54点満点	第1学年 調査書成績に加え
第2学年 27 × 2 = 54点満点	第2学年 調査書成績に加え
第3学年 90点満点	第3学年 90 × 2 = 180点満点

調査書(内申点)の扱い変更に加え、
1学期に1回、3学期にも実施

これまでどおり、学力検査は普通科で5教科・250点満点などの構成ですが、学校によってはこの得点に「倍率(重点化)」をかける方式を導入。

その結果、同じ内申点でも「本番の得点」が合否に与える影響がこれまでより大きくなる学校があります。
例)400点満点相当(倍率1.6)の学校では、学力検査の比重が高くなる。

さらに、一部の学校では「独自検査」「実技」「加重配点」などを組み合わせ、選抜方法が多様化しています。



こうした変更により、学校ごとに「内申点と当日点のバランス」が大きく異なるため、受験生や保護者にとってわかりにくくなっているのが現状です。

第 1 1 号様式の 5 （第 5 条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）					
会派・議員名 小村 尚己					
年 月 日	令和 8 年 3 月 26 日				
表題と発行部数	こむらなおき 奈良県議会活動報告書 令和 8 年春号 1,000 部				
対象者	主に生駒郡				
配布方法	駅頭配布				
発行目的	県議会での取り組みを周知し、県民の意見を募集するため				
按分率の説明	名前（大きく表記されているもの）と顔写真の用紙に対する割合で計算 5%以下なので 95%で充当				
内容	クビアカツヤカミキリについて				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収 書番 号
	広報誌印刷代	株式会社 プリント パック	6,020 円	1,000 部	193
	合計 6,020 円 ※95%充当 5,719 円				
備考	添付資料：広報誌				

注 発行した広報紙を添付してください。

こむらなおき

奈良県議会
活動報告

令和8年春号

このままでは、奈良の桜が守れない。

特定外来生物「クビアカツヤカミキリ」による被害が拡大

県内28市町村で被害確認

クビアカツヤカミキリは桜・梅・桃などの内部を食い荒らし、枯死させる外来昆虫です。

奈良県では令和元年以降、奈良盆地を中心に生駒郡を含む28市町村で被害が報告。

さらに2025年10月、吉野山でも初めて被害確認。

このまま拡大すれば、奈良の象徴的な景観が失われるおそれがあります。



議会でのこむらの提言

◆早期発見体制の強化

被害は県内各地に拡大しています。

初期段階での発見が被害抑制のカギであり、監視体制の強化と情報共有の迅速化が不可欠です。

◆市町村との広域連携

被害は行政区域を越えて拡大します。

市町村間での情報共有と広域的な防除体制の構築が必要です。

◆民有地への支援策

県有地だけを対策しても景観は守れません。

民地を含めた面的防除と、財政的支援制度の整備を強く求めました。

特定外来生物について
こむらなおきチャンネルで
解説しています！
動画はこちらから▶



県の対応方針(議会での答弁より)



山下知事より「民有地を含め多面的な対策につきましては、防除効果を高める上で重要と認識しております。今後、効果的な手法や民地内の防除に対する支援の在り方について、地域の実情を把握している市町村とも連携、相談しながら検討してまいりたいと考えております。」と、対策について前向きな答弁をいただきました。

検討にとどまらず、奈良の原風景を守るため、引き続き具体的な制度化と予算措置を求めています。

生駒郡を力強く、前へ。

被害は吉野山だけではありません



生駒郡内でも被害が多数確認されています。私もご要望を受け、現地確認を行い、関係機関に対応を要請しました。

その結果、

- ・樹木への薬剤注入
- ・幹の保護措置
- ・被害木の点検強化などの対策が実施されました。

あなたの近くの桜・梅・桃も守れます

クビアカツヤカミキリは桜だけでなく、梅や桃などの果樹も枯らしめます。観光資源だけでなく、農家の営みや地域経済にも影響します。

・木の根元に木くず

・幹に穴

・赤い首の黒い虫を

見かけたら役場やこむらなおき事務所へご連絡ください。

早期発見が、奈良の景観と農業を守ります。



※実際には被害を受けた木の根元付近に木くずのようなもの(フラス)が出ているのが特徴です。桜だけでなく、梅や桃でも同様の症状が見られます。

日々の活動や政策、ご意見・ご要望はこちら

【SNSのご案内】

日々の活動や県政について発信中



【公式ラインのご案内】

こむらなおき公式ラインでは24時間365日、地域のお困りごと、ご意見・ご要望など受付中！



また『ミニ集会』の開催もしております。おひとりでも、おふたりでも、ご希望があれば地域に伺い、地域の実情や県政へのご意見を直接お聞かせいただければと考えております。ご希望の方はご連絡ください。

【要望活動】

安堵町・斑鳩町・三郷町・平群町の生駒郡四町において、道路だけでなく教育、福祉や河川など様々なご要望をいただいております。日々、解決に向け尽力しております！

奈良県議会議員(生駒郡選出)

こむらなおき事務所

〒636-0123 生駒郡斑鳩町興留7-7-2

携帯 080-6234-2379

FAX 0745-75-7898

Mail komura@kyouikuikyoku.com



第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)					
会派・議員名 小村 尚己					
年 月 日	令和8年3月31日他				
表題と発行部数	こむらなおき 奈良県議会活動報告書 vol.34 48,000 部 広報誌郵送用封筒 10,000 枚				
対象者	主に生駒郡				
配布方法	郵送・ポスティング・駅頭配布				
発行目的	県議会での取り組みを周知し、県民の意見を募集するため				
按分率の説明	名前（大きく表記されているもの）と顔写真の用紙に対しての割合で計算 5%以下なので95%で充当				
内容	県議会本会議、委員会での質疑など、県政についての報告				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収 書番 号
	印刷・デザイン・構成費・三つ折り加工・併配ポスティング	(株)F G	360,800 円	@3×25,000 枚+消費税 @11×23,000 枚+消費税 (ポスティング費込)	197
	広報誌郵送用封筒代	(株)F G	60,500 円	@5.5×10,000 枚+消費税	197
	合計 421,300 円 ※95%充当 400,235 円				
備考	添付資料：広報誌、封筒				

注 発行した広報紙を添付してください。

こども達の通学路、交差点ミラーの新設



通学路なので、安全に不安があった交差点でしたが、ミラー設置により左右が見やすくなり、より安心して通行できる環境になりました。

また横断歩道の設置についてご要望をいただいております今後設置できる予定です。

外来種クビアカツヤカミキリ被害対策



桜の木などの(外来種の)カミキリムシ被害が多く報告されています。

木の内部が空洞になりすぎると、伐採することになる場合もありますので、殺虫剤と栄養剤を注射をし、ネットで覆うなどの対応をしております。

細かな道の安全対策



信号待ちで交差点付近がいつも渋滞していたため、道路上に丁字の誘導ラインを設置しました。

住宅街から道路に出やすくなり、通行がスムーズになりました。

ご要望をいただき、お年寄りや子供がつまずいて、怪我に繋がらないよう蓋をして安全を確保しました。

狭かった歩道の幅を確保するためガードレールの端の安全なタイプに変えてもらいました。



活動協力をお願い

活動報告のチラシ配りにご協力いただける方を募集しています。

また、3人程度からのミニ集会や、ご自宅・地域の集まりなどにお声かけいただけましたら、直接お話に伺います。

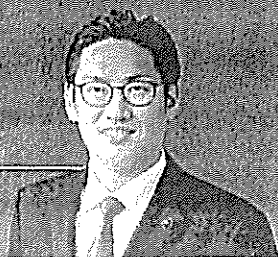
ぜひお気軽にお声かけください。



こむら なおき

奈良県議会活動報告

自由民主党・無所属の会



政策新聞

Vol. 34

奈良県議会議員のこむらなおきです。

自分の足でポスティングをし、地域を回り、地域の実情を肌で感じてまいりました。

自ら地域を回る中で多くのご要望・ご意見を頂戴してまいりました。

引き続き、お声をお聞かせください。

奈良県議会議員 こむらなおき



日々の活動
はこちら



ご意見ご要望
はこちら



要望報告

色分けで事故率低下、案内標識新設とカラー舗装化

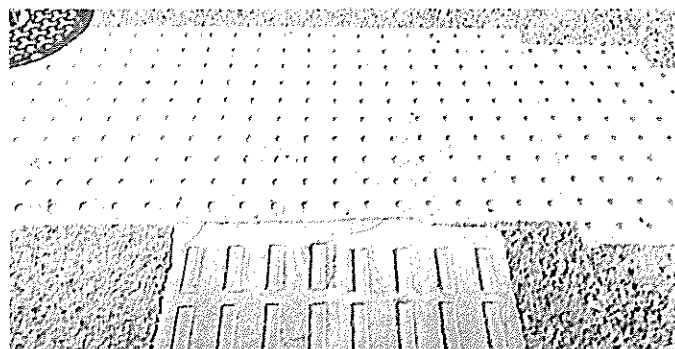
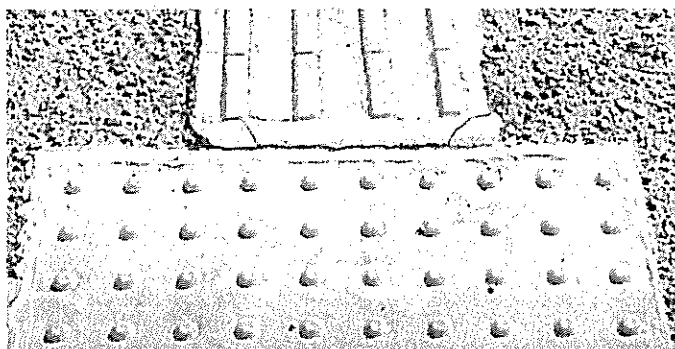


"魔の五叉路"に新しい道路案内板を設置

カラー舗装とリンクする形で看板を設置してもらいました。

カラー舗装の無かった以前は、赤色のレーンから緑色レーンに誤進入することで、車がぶつかるということが起こっていたので、そのような事故解消のために対応しました。

剥がれた点字シートの修繕



点字ブロックが外れ視覚障害者の方の安全な歩行の確保ができていない状況だったため、要望をいただき、早急に補修をしてもらいました。



郵便区内特別

生駒郡を力強く、前へ。

奈良県議会議員 **こむらなおき**

〒636-0123 生駒郡斑鳩町興留 7-7-2

携帯 080-6234-2379 FAX 0745-75-7898

Mail komura@kyouikujuuku.com HP <https://komuranaoki.com/>

第11号様式の6（第5条関係）

政務活動記録簿（ホームページの開設等）

会派・議員名 小村尚己

年 月 日	2025 年 4 月 30 日他				
表題	ボネクタ政務活動プラン 奈良県議会議員 小村尚己				
対象者	県民、すべてのインターネットユーザー				
開設目的	広く県政での活動を知っていただくため				
按分率の説明	ブログ機能を主に使い県政報告を発信している。政党活動や選挙応援などの記事が僅かにあるため、県政報告ビラと同率の按分。				
内容	ボネクタのブログ機能を使い県政報告を発信。一ヵ月で約 2000 ビューワーに見ていただいている。また、全国地方議会勉強会のアーカイブや、全国議会議事録検索機能を用い、議会活動に役立っている。				
ホームページ 制作等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書 番号
	ボネクタ政務活動 プラン 4 月分	イチニ株式 会社	11,682 円	月額定額	15
	ボネクタ政務活動 プラン 5 月分	イチニ株式 会社	11,682 円	月額定額	34
	ボネクタ政務活動 プラン 6 月分	イチニ株式 会社	11,682 円	月額定額	53
	ボネクタ政務活動 プラン 7 月分	イチニ株式 会社	11,682 円	月額定額	67
	ボネクタ政務活動 プラン 8 月分	イチニ株式 会社	11,682 円	月額定額	81
	ボネクタ政務活動 プラン 9 月分	イチニ株式 会社	11,682 円	月額定額	95
	ボネクタ政務活動 プラン 10 月分	イチニ株式 会社	11,682 円	月額定額	113
	ボネクタ政務活動 プラン 11 月分	イチニ株式 会社	11,682 円	月額定額	130
	ボネクタ政務活動 プラン 12 月分	イチニ株式 会社	11,682 円	月額定額	149
	ボネクタ政務活動 プラン 1 月分	イチニ株式 会社	11,682 円	月額定額	163
	ボネクタ政務活動 プラン 2 月分	イチニ株式 会社	11,682 円	月額定額	180

	ボネクタ政務活動 プラン 3 月分	イチニ株式 会社	11,682 円	月額定額	198
	合計 140,182 円 ※95% 充当 133,164 円				
備考	ホームページアドレス : https://go2senkyo.com/seijika/160776 添付資料				

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。

Vonnector (ボネクタ) 利用規約

イチニ株式会社（以下「当社」といいます。）は、当社所定のツール及び方法を用いて当社が運営・管理する政治情報ポータルサイト「選挙ドットコム」に会員（第1条に定義されます。）が自己の専用ページをもち、これを通じてネット上で有権者とつながることを可能にする当社のサービスについて、以下のとおり利用規約（以下「本規約」といいます。）を定めます。本サービスを利用する場合には、本規約に必ずご同意下さい。

本規約は、会員（第1条に定義されます。）として登録された者と当社との間に生ずる権利義務関係を定めることを目的とします。会員が本規約に同意し、第3条に定める会員登録を完了することにより、当社との間に本契約（第1条に定義されます。）が成立します。

第1章 総則

第1条（定義）

本規約においては、用語を次のとおり定義します。

- (1) 「本サイト」とは、当社が運営・管理する政治情報ポータルサイト「選挙ドットコム」をいい、以下に定義される「会員ページ」を含みます。なお、「選挙ドットコム」は、当社の商標です。
- (2) 「会員ページ」とは、当社が指定した本サイト上の当該会員専用ページをいいます。
- (3) 「本サービス」とは、当社が提供する Vonnector (ボネクタ) という名称が含まれるサービスをいいます。本サービスの詳細は、本サイト上 (<http://www.vonnector.jp/>) に掲載されます。
- (4) 「政治家」とは、公職選挙法第28条の2における「公職の候補者等」を言います。
- (5) 「会員」とは、本サービスを利用するために本サイト上で政治家登録を行った政治家及びその政治家から指定を受けた政治団体をいいます。
- (6) 「提携先」とは、当社が政治家に関する情報の掲載又は提供について提携している企業等をいいます。
- (7) 「第三者」とは、当社及び当該会員以外のすべて者をいいます。「第三者」には、他の会員、提携先、Facebook・X等のSNSの管理・運営者、提携先のサイトの利用者、SNSのサイトの利用者（但し、これらに限定されません）が含まれます。
- (8) 「アカウント」とは、当社が会員に対して発行するID及びパスワードをいいます。
- (9) 「機器等」とは、会員が本サービスを利用するために必要な機器、設備、ソフトウェア、通信手段等をいいます。
- (10) 「登録情報」とは、氏名、名称、住所、電話番号、メールアドレスその他当社が会員に登録を求める情報をいいます。
- (11) 「掲載情報」とは、会員が本サービスを利用して会員ページに掲載した（当社に掲載を依頼した場合を含みます）情報（文章、写真、静止画、動画、音声等を含みます。以下同じ。）のすべてをいいます。会員は、本規約に従い、かつ、当社が別途定める方法及び条件により、会員の略歴、プロフィール、政治活動情報・実績、政策、有権者へのメッセージなど、会員に関する情報を会員ページに掲載することができます。
- (12) 「本契約」とは、本規約を契約条件として当社及び会員との間で締結される、本サービスの利用契約を指します。

第2条（本規約の変更）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、民法第548条の4の規定に基づき本規約を随時変更できるものとします。本規約が変更された後の本契約は、変更後の本規約が適用されるものとします。

- (1) 本規約の変更が、会員の一般の利益に適合するとき

- (2) 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
2. 当社は、本規約の変更を行う場合は、変更後の本規約の効力発生時期を定め、効力発生時期の 2 週間前までに、変更後の本規約の内容及び効力発生時期を会員に通知、本サービス上への表示その他当社所定の方法により会員に周知するものとします。
 3. 前二項の規定にかかわらず、前項の本規約の変更の周知後に会員が本サービスを利用した場合又は当社所定の期間内に会員が解約の手続をとらなかった場合、当該会員は本規約の変更に同意したものとします。

第3条（会員登録）

1. 会員は、当社が定める方法に従って、（本サービスに複数のプランがある場合）本サービスにおけるプランを選択した上で会員登録を行い、アカウントを利用することにより、選択したプランに応じた条件の下、本サービスを利用することができます。会員は、会員登録申込時に政治家及びその政治家から指定を受けた政治団体である者に限定されますが、これが虚偽であった場合又は当該地位を喪失した場合であっても、当該会員は、これをもって本契約の効力に主張することは一切できません。
2. 会員は、当社が会員登録の申込みを承諾し、会員登録が完了したときに、本契約が成立し、会員資格を取得します。なお、当社は会員登録の申込みを当社の裁量において拒否することができます、その理由については公開しないことができます。
3. 会員は、登録情報のすべての項目に関して、虚偽の情報を提供してはならないものとします。
4. 会員は、登録情報に変更が生じた場合、速やかに当社所定の変更手続を行うものとします。
5. 会員は、前項の届出を怠った場合、本規約に基づく利益を受けられないことがあることにあらかじめ同意します。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。
6. 当社が会員登録時及び登録情報変更時に会員から取得した個人情報、当社の個人情報保護方針に基づいて取り扱うものとします。

第4条（アカウントの管理）

1. 会員は、アカウントの不正使用の防止に努めるとともに、その管理について一切の責任を負うものとします。
2. 会員は、自ら指定した政治団体へのみアカウントを貸与ことができ、当該政治団体はその政治活動の一環として本サービスを利用することができます。
3. 会員は、アカウントを第三者に貸与、譲渡、名義変更、売買、質入れ等をし、又は使用させてしてはなりません。
4. 会員は、アカウントを第三者に使用させてはなりません。
5. 会員ページへのアクセスのために送信されたID及びパスワードが会員のアカウントとして登録されたものである場合には、当社は、当該アクセスを当該会員によるものとして取り扱います。
6. 当社は、アカウントの不正利用、不十分な管理又は利用上の誤りにより会員に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。
7. 会員は、アカウントが第三者に利用された場合、又はそのおそれがある場合、当社に直ちにその旨を連絡するものとします。

第5条（本サービスの料金）

1. 本サービスの料金及びその支払方法は、当社が別途定め、本サイト上（<http://www.vonnector.jp/>）に掲載されます。
2. 当社は、本サービスの内容、料金その他の条件を変更すること、及び、本サービスについて新たに有料サービスを設けることができます。
3. 会員が、本サービスのうちその所属・地位（立候補予定を含む。）に応じて料金が決定される有料

サービスを利用している場合で、当該有料サービス（以下「変更前サービス」とする。）の利用期間中に一定の議員選挙に立候補をした等によりその地位が変動し、変更前サービスよりも高い金額の料金体系の有料サービス（以下「変更後サービス」とする。）の対象となる地位に該当することとなった場合、当該地位の変動があった日（選挙の場合は立候補した選挙の公示日とする。）の属する月（以下「地位変動月」とする。）から、変更前サービスの利用を終了し、変更後サービスの利用が開始されたものとみなします。

4. 前項の場合、会員は、当該地位の変動を遅滞なく当社に通知することとし、次の各号に定めるとおり、変更前サービスと変更後サービスの料金の差額を支払うものとします。
 - (1) 会員が変更前サービスの料金について 12 か月分を一括して支払い済みである場合
会員は、当社に対して、地位変動月から変更前サービスの 12 か月目の月までの変更後サービスと変更前サービスの料金の差額を支払うものとします。
 - (2) 会員が変更前サービスの料金について月ごとに支払いをしている場合
会員は、当社に対して、地位変動月について、変更前サービスの料金を既に支払っていた場合には、当該月における変更後サービスと変更前サービスの料金の差額を支払うものとします。
この場合は地位変動月の翌月から、地位変動月について変更前サービスの料金の支払いが未了の場合は地位変動月の翌月から、変更後サービスの料金を月ごとに支払うものとします。
5. 前項の差額の支払いは、当該地位の変動があった日から 7 日以内に、第 1 項に定める方法で支払うものとします。
6. 当社は、会員が本条の義務を怠ったときは、本サービスの利用を停止することができるものとします。

第 6 条（契約期間）

1. 本契約の有効期間（以下「契約期間」といいます。）は、会員登録から【1 年間】とします。ただし、当該期間満了の【2 週間前までに】会員から当社に対し登録抹消の申請がない限り、当社から会員に対し一切通知を要することなく、本契約は同一条件・同一期間において自動更新されるものとします。
2. 会員が契約期間の途中でその登録を抹消された場合（自ら登録抹消を申請した場合を含みます。）、当該会員は契約期間内の料金支払いを拒絶できず、また、当社は当該会員に対し受領済みの料金の返金をせず、登録抹消による損害について一切責任を負わないものとします。

第 7 条（会員資格の取り消し）

1. 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、事前の警告をすることなく、当該会員の会員資格を取り消すことができるものとします。
 - (1) 会員登録をした者が実在しない場合
 - (2) 本人でないことが判明した場合
 - (3) 過去に会員資格を取り消されたことがある場合
 - (4) 会員登録の際の記載事項について、虚偽の記載が判明した場合
 - (5) 現職の国会議員若しくは地方議会議員、又は、国会議員立候補予定者若しくは地方議会議員立候補者でなくなった場合
 - (6) 当社が不適当と判断する団体等に所属する者であることが判明した場合
 - (7) 反社会的勢力に所属する者であることが判明した場合
 - (8) 当社又は第三者に損害を与えた場合又はそのおそれがある場合
 - (9) 第 16 条に定める禁止行為を行った場合
 - (10) 第 17 条に定める掲載禁止情報を掲載した場合
 - (11) 本規約に違反した場合
 - (12) 金融機関から取引停止処分を受けた場合、又は手形交換所から不渡処分を受けた場合
 - (13) 差押、仮差押、仮処分、強制執行、競売の申し立て、担保権実行、又は公租公課の滞納処分な

どを受けた場合

- (14) 破産、自己破産、特別清算、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始等の申し立てをなし、又は第三者からこれらの申し立てを受けた場合
 - (15) 監督官庁から営業停止、又は営業免許若しくは営業登録の取り消しの処分を受けた場合
 - (16) 事業の全部若しくは重要な一部を譲渡し、又はその決議をした場合
 - (17) 事業の停止若しくは廃止（休眠を含みます。）、又は解散の決議をした場合
 - (18) 信用状態若しくは財産状態の悪化、又はそのおそれがあると認められる相当の事由が生じた場合
 - (19) その他、当社が会員として不適切と判断した場合
2. 前項により会員資格を取り消された場合、会員登録は抹消されます。
 3. 当社は、会員資格の取り消しにより会員に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

第8条（会員資格の喪失）

1. 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、会員資格を喪失するものとします。
 - (1) 前条により会員資格を取り消された場合
 - (2) 会員自ら会員登録の抹消を申請した場合
 - (3) 当社が本サービスに係る事業を休止、廃止等した場合
 - (4) 会員（個人の場合）が死亡した場合（この場合、本規約に基づく権利・義務は死亡と同時に消滅し、相続人には相続されないものとします。）
 - (5) 会員（法人、団体の場合）が解散、清算等により消滅した場合
 - (6) 上記のほか、当社が会員資格を喪失させることが適切と判断した場合
2. 前項に基づき会員資格を喪失した場合、会員登録は抹消されます。
3. 当社は、会員資格の喪失により会員に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

第9条（会員登録の抹消）

1. 会員は、当社が指定する手続に従って会員登録の抹消申請をすることにより、会員登録を抹消することができます。
2. 前項により会員登録が抹消された場合、当該会員は、登録抹消と同時に会員資格を失います。
3. 第1項による会員登録抹消のほか、会員資格の取り消し又は会員資格の喪失によっても会員登録は抹消されます。
4. 当社は、会員登録抹消の日から30日経過した後に、当該会員のアカウントを削除いたします。
5. 掲載情報の取扱いは、会員登録抹消後も第10条の定めに従うものとします。

第10条（利用許諾）

1. 会員は、掲載情報について、当社及び当社が指定する第三者に対し、次の利用を無償で許諾（再利用許諾権を含みます。）するものとします。
 - (1) 掲載情報を複製、転載、譲渡、貸与、改変、加工、翻案、翻訳、編集、要約、公衆送信、配信（ダウンロード配信を含みます。）、頒布等すること
 - (2) 掲載情報を他の情報商材と組み合わせて、複製、転載、譲渡、貸与、改変、加工、翻案、翻訳、編集、要約、公衆送信、配信（ダウンロード配信を含みます。）、頒布等すること
 - (3) 掲載情報をデータベース等に格納し、検索・閲覧に供すること
 - (4) 第三者に対し、前3号の利用を再許諾すること
2. 前項に基づき掲載情報が掲載等される媒体は、会員ページ、Webサイト、SNS、紙媒体（雑誌、印刷物など）その他すべての媒体（以下総称して「掲載媒体等」といいます。）を含みます。
3. 会員は、当社及び第三者による掲載情報の利用について、著作権人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないものとします。また、会員は、掲載情報に第三者が権利を有するテキスト、画像等の著作物が含まれる場合には、当該第三者に著作権人格権を行使させないようにする

ものとしします。

第 11 条（広告の掲載等）

1. 当社及び当社所定の第三者は、掲載情報が掲載等されている掲載媒体等に当社又は第三者の広告を掲載、表示又は配信することができます。
2. 前項の広告から生じる収益のすべては当社又は第三者に帰属し、会員には分配されません。

第 12 条（提携先）

1. 本サービスは、提携先のサイト等への掲載情報の配信、掲載等を約束するものではありません。提携先との契約が変更され又は終了することにより、当該提携先のサイト等への掲載情報の配信、掲載等ができなくなることがあります。また、提携先のサイト等に掲載できる情報が、現職の国会議員に関する情報に限定されるなど、掲載できる情報が限定される場合もあります。
2. 当社は、当社の判断により、提携先の変更（提携の解除、新たな提携を含みます。）をすることができます。
3. 当社は、当社の判断により、掲載情報を提携先のサイト等に配信、掲載等するかどうかを決定することができます、また、掲載情報の配信、掲載等を停止することができるものとします。
4. 当社は、前 3 項に定める提携先の変更、提携先のサイト等への掲載情報の配信、掲載等の不能、停止等により生じた損害について、一切責任を負わないものとします。
5. 当社が、会員に対し、提携先のサイト等に掲載されている掲載情報の更新を求めた場合には、会員は、速やかに当該掲載情報の更新を行うものとします。

第 13 条（保証）

1. 会員は当社に対し、本サービスを政治家等としての活動等の事業を目的として利用し、本契約において自らが「事業者」（消費者契約法第2条第2項）であることを保証します。
2. 会員は当社に対し、第 10 条第 1 項に定める利用許諾をするために必要な正当な権限を有していること、及び、第三者との間で、同項に定める利用許諾に基づく当社の利用を制限し、又は妨げる契約その他の合意をしていないことを保証します。
3. 会員は当社に対し、掲載情報が第三者の著作権等の一切の権利および人格的利益を侵害するものでなく、適法なものであることを保証します。

第 14 条（掲載等の中止）

1. 当社は、当社の判断により、いつでも掲載情報の掲載、配信その他の利用を中断、中止等することができるものとします。
2. 当社は、前項の中断、中止等に対していかなる責任も負わないものとします。

第 15 条（第三者からの問い合わせ、クレーム等）

1. 会員は、当社が掲載情報に関して第三者から問い合わせを受けた場合には、当社に対し、回答、情報の提供その他の協力をするものとします。
2. 会員は、当社が掲載情報に関して第三者からクレーム、主張、請求、異議等を受けた場合には、自己の責任と費用においてこれを処理解決するものとします。

第 16 条（禁止行為）

1. 会員は、次に掲げる行為（以下「禁止行為」といいます。）をしてはならないものとします。
 - (1) 本規約に違反する行為
 - (2) 当社又は第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又はそのおそれのある行為
 - (3) 当社又は第三者の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為、又はそのおそれのある行為
 - (4) 当社若しくは第三者を差別若しくは誹謗中傷し、又は当社若しくは第三者の名誉若しくは信用を毀損する行為

- (5) 詐欺等の犯罪及び犯罪に結びつく行為、又はそのおそれのある行為
 - (6) 当社又は第三者のデータ等を、改ざん、消去等する行為
 - (7) 自分以外の者の個人情報により登録手続を行う等、他人又は実在しない人物になりすます行為
 - (8) 会員登録申請フォーム等に虚偽の事項を記載する行為
 - (9) ウィルス等の有害なコンピュータプログラムやコード等をアップロード、投稿若しくは送信し、又は第三者が受信可能な状態におく行為
 - (10) 当社の運営を妨げ、又は当社に不利益を与える行為
 - (11) 日本国若しくは外国の法令に違反する、又は違反するおそれのある行為
 - (12) 次条に定める掲載禁止情報を掲載する行為
 - (13) 前各号の他、本規約又は公序良俗に違反する行為
 - (14) 前各号のいずれかに該当する行為（当該行為を第三者が行っている場合を含みます）を助長する目的の行為
 - (15) 前各号の他、当社が不適切と判断する行為
2. 当社は、前項各号のいずれかに該当する行為が行われた場合、当該行為を行った会員に対して何らの予告なく、会員資格の取り消しなどの措置を講じることができるものとします。
3. 当社は、前項の措置により会員又は第三者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。
4. 会員は、第 1 項各号の禁止行為を行ったことにより第三者との間で紛争等が発生した場合、自己の責任と費用において当該紛争を解決するものとします。また、会員は、第 1 項各号の禁止行為を行ったことにより当社が損害を被った場合、当社が被った損害（弁護士費用を含みます。）を賠償するものとします。

第 17 条（掲載禁止情報）

1. 会員は、会員ページ、本サイト、提携先のサイト等（以下「会員ページ等」といいます。）に、以下のいずれかに該当する、又はそのおそれがある情報（以下「掲載禁止情報」といいます。）を掲載してはならないものとします。
- (1) 当社又は第三者の財産、信用、名誉等を毀損し、又はプライバシーを侵害する情報
 - (2) 当社又は第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の知的財産権を侵害する情報
 - (3) 当社又は第三者に対する誹謗中傷又はいやがらせを目的とする情報
 - (4) 連鎖販売取引等のネットワークビジネスを勧誘又は助長する情報
 - (5) 強引に取引を勧誘することを目的とする情報
 - (6) 犯罪を勧誘又は助長する情報
 - (7) 公序良俗に反する情報
 - (8) 公職選挙法に抵触するおそれのある情報
 - (9) 法令の定め違反する情報
 - (10) 虚偽の情報
 - (11) その他、本サービスの趣旨・目的に反する、又は本サービスの円滑な運営を妨げると当社が判断する情報
2. 当社は、会員ページ等に掲載禁止情報が掲載された場合、当該情報を掲載した会員に対して何らの予告なく、当該情報の内容の変更・削除又は会員資格の取り消しを行うなどの措置を講じることができるものとします。
3. 当社は、前項の措置により会員又は第三者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。
4. 会員は、掲載禁止情報を会員ページ等に掲載したことにより第三者との間で紛争等が発生した場合、自己の責任と費用において当該紛争を解決するものとします。また、会員は、掲載禁止情報を

会員ページ等に掲載したことにより当社が損害を被った場合、当社が被った損害（弁護士費用を含みます。）を賠償するものとします。

第18条（免責）

1. 当社は、次の事項について、いかなる保証もしないものとします。当社は、当該事項が満たされなかったことにより会員又は第三者に生じた損失、損害、費用等について、一切責任を負わないものとします。
 - (1) 会員ページ等及び会員ページ等に係るシステム・設備等（以下総称して「システム等」といいます。）に本契約の内容との不適合（以下「契約不適合」といいます。）がないこと
 - (2) システム等に契約不適合が発見された場合に、当該契約不適合が修正されること
 - (3) システム等が会員の特定の目的又は用途に適合すること
 - (4) システム等へのアクセスが正常に行われること
 - (5) システム等が第三者の権利を侵害しないこと
 - (6) 掲載情報が有効に保存されること、又は 消失若しくは毀損しないこと
 - (7) システム等の契約不適合、障害、使用不能、使用停止・中断・中止等の状況において、データ又は情報の消失、毀損又は破損がないこと、使用機器（ハードウェアとソフトウェアの両方を含みます。）が故障しないこと、及び、プログラムの設定が破損しないこと
 - (8) システム等又は本サービスに関する問い合わせ等に対し、一定の時間内に応答すること
 - (9) その他当社が明示的に保証していない事項
2. 当社は、掲載情報が消失、毀損又は破損したことにより会員に生じた損害について一切責任を負わないものとします。
3. 当社は、会員による本サービスの利用の結果について、一切責任を負わないものとします。
4. 当社は、本規約に明示的に規定されている場合を除き、いかなる保証もせず、また、いかなる責任も負わないものとします。
5. 会員は、法令の範囲内で本サービスをご利用ください。本サービスの利用に関連して会員が日本又は外国の法令に触れた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。当社は、天災、地変、火災、ストライキ、通商停止、戦争、内乱、感染症の流行その他の不可抗力により本契約の全部又は一部に不履行が発生した場合、一切の責任を負わないものとします。
6. 本サービスの利用に関し、会員が他の会員との間でトラブル（本サービス内外を問いません。）になった場合でも、当社は一切の責任を負わないものとし、会員間のトラブルは、当該会員が自らの費用と負担において解決するものとします。

第19条（利用環境の整備）

1. 会員は、自己の責任と費用において本サービスの利用に必要な機器等を準備するものとします。また、本サービスの利用に必要な通信費用その他一切の費用は、会員の負担とします。
2. 当社は、機器等の不具合による本サービスの利用障害について、一切責任を負わないものとします。

第20条（第三者との紛争）

会員は、本サービスの利用又は掲載情報に関して、第三者との間で紛争等が発生した場合、自己の責任と費用において当該紛争を解決するものとします。また、会員と第三者との間で生じた紛争等により、当社が損害を被った場合、会員は当社が被った損害（弁護士費用を含みます。）を賠償するものとします。

第21条（知的財産権）

1. 本サイト（会員ページを含みます。）中の情報その他のものに係る著作権及びその他の知的財産権は、掲載情報に係る著作権を除き、すべて当社又は当社にその利用を許諾した権利者に帰属し、

会員は、それらを無断で複製、転載、譲渡、貸与、改変、翻案、翻訳、編集、配信、公衆送信（送信可能化を含みます。）等してはならないものとします。

2. 掲載情報の著作権は、当該会員その他既存の権利者に留保されるものとします。
3. 会員が本サービスを利用することにより第三者の知的財産権を侵害した場合であっても、当社は、当該第三者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。
4. 会員は自らが著作権等の必要な知的財産権を有するか、又は必要な権利者の許諾を得た情報のみ、会員ページ等に掲載するものとします。なお、掲載情報に関し、第三者の権利侵害等の問題が発生した場合、会員は、自己の責任と費用において当該問題を解決するものとします。

第22条（本サービスの提供の中断・停止）

1. 当社は、次の各号に該当する場合、事前に会員に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を中断又は停止することができるものとします。但し、当社が緊急を要しないと判断した場合には、本サイト上に掲示するなど、当社が適当と判断した方法により、会員に予告します。
 - (1) システム等の保守・点検を行う場合
 - (2) システム等の障害により、本サービスの提供ができなくなった場合又はそのおそれがある場合
 - (3) システム等の障害対策、修理、修復等を行う場合
 - (4) 火災・停電等の事故、地震・洪水等の天災、戦争、暴動、労働争議その他の非常事態等により、本サービスの提供ができなくなった場合又はそのおそれがある場合
 - (5) 電気通信業者が電気通信役務の提供を中止する場合
 - (6) 電気通信事業法で定める重要通信を確保するために必要な場合
 - (7) その他、当社が、運用上又は技術上、本サービスの提供の中断又は停止が必要であると判断した場合
2. 前項の中断又は停止により、会員又は第三者に生じた損害について、当社は、一切責任を負わないものとします。

第23条（本サービスの変更又は廃止）

1. 当社は、会員への予告なく、本サービスの全部又は一部を変更又は廃止することができるものとします。
2. 当社は、前項の変更又は廃止により、会員又は第三者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

第24条（公的機関への情報の提供）

当社は、当社の権利・財産の保護及び第三者の生命・身体又は財産の保護等の目的から必要があると判断した場合、掲載情報を裁判所や警察等の公的機関に開示・提供することができるものとします。

第25条（個人情報の取扱い）

1. 当社は、本サービスの運営において、当社が定める「個人情報保護方針」に従い、個人情報を取り扱うものとします。
2. 当社は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）に基づく請求があった場合、会員の個人情報を開示することがあります。

第26条（広告宣伝メールの配信）

当社は、本サービスに関する広告、宣伝等のメールを登録された会員のメールアドレス、FAX 番号、住所等に配信・送付することができるものとし、会員は、あらかじめこれに同意します。

第27条（当社からの通知）

1. 当社は、本サイト上での掲示、電子メールの送信、文書の送付（FAX送信を含みます。以下同じ。）その他当社が適当と判断する方法により、会員に対し、随時当社が必要と判断する事項を通知することができます。
2. 通知される事項は、当社が本サイト上での掲示、電子メールの送信又は文書の送付により行った場合は、当社が本サイト上に掲示し、電子メールを発信し、又は文書を発送した時点からその効力を生じるものとします。

第28条（損害賠償）

1. 会員は、本規約に違反し当社に損害を与えた場合、当社に対し、その損害を賠償しなければならないものとします。
2. 当社は、当社の故意又は重過失に起因する場合を除き、会員に対し、一切責任を負わないものとします。
3. 前項により当社が責任を負う場合であっても、当社の損害賠償額は、損害発生日から直近過去1年間に当社が当該会員から現実受領した本サービスの料金の累積総額を上限とします。

第29条（問い合わせ）

1. 本サービスに関する問い合わせは、本サイト上に設置された受付窓口その他当社が別に設置した受付窓口から行うことができます。
2. 当社は、本サービスに関する会員からのお問い合わせに対して回答するよう努めますが、法令又は本規約上、当社に義務又は責任が発生する場合を除き、回答の義務を負わないものとします。
3. 当社は、会員からのお問い合わせに回答するか否かの基準を開示する義務を負わないものとします。

第30条（権利義務の譲渡等の禁止）

会員は、当社の書面による事前の承諾なく、本契約及び本契約に関連して生じる一切の権利義務の全部若しくは一部、又は本契約上の当事者の地位を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保の目的に供してはならないものとします。

第31条（合意管轄裁判所）

本契約に関して訴訟の必要が生じた場合は、訴額に応じて、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

第32条（反社会的勢力の排除）

1. 会員は、自己が、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団に属する者、その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）でないこと、及び、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - (1) 自己又は第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められる関係を有すること
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (3) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - (4) 反社会的勢力又は反社会的勢力の関係する企業、団体と取引等を行っているとして認められる関係を有すること
2. 会員は、自己又は第三者を利用して、相手方に対し、次の各号の一にでも該当する行為を行わないこと確約するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為

- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他、前各号に準ずる行為
3. 当社は、会員が前 2 項各号のいずれか一にでも違反した場合は、通知又は催告等何らの手続を要せず、直ちに会員資格を喪失させ、会員登録を抹消することができます。
4. 当社は、前項の会員登録の抹消により会員に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

第 33 条（秘密保持）

1. 会員及び当社は、本サービスの利用に関し、相手方から開示された秘密情報を第三者に開示又は漏洩してはなりません。なお、秘密情報とは、文書、電磁的データ、口頭その他形式の如何を問わず、又は秘密の表示若しくは明示又はその範囲の特定の有無にかかわらず、本サービス導入に関して開示された相手方の技術上、営業上又は経営上の情報をいいます。
2. 次の各号の情報は、秘密情報に該当しないものとします。
- (1) 開示を受けた時、既に所有していた情報
 - (2) 開示を受けた時、既に公知であった情報又はその後自己の責に帰さない事由により公知となった情報
 - (3) 開示を受けた後に、第三者から合法的に取得した情報
 - (4) 開示された秘密情報によらず独自に開発し又は創作した情報
 - (5) 法令の定め又は裁判所の命令に基づき開示を要請された情報
3. 会員及び当社は、秘密情報を本サービスの提供・改善のため必要のある役職員（雇用契約、委任契約又は業務委託契約等の契約形態を問わず自己の業務に従事する者をいいます。）、共同研究者、業務委託先、外部アドバイザー等であって秘密保持義務を負う者にのみ開示できるものとし、かつ開示目的以外の目的には使用しないものとします。
4. 会員及び当社は、本サービスの終了、本契約の解約その他の事由により本契約が終了した場合、相手方の指示に従い秘密情報を速やかに返還又は廃棄します。なお、廃棄にあたっては、秘密情報を再利用できない方法をとるものとします。

第 34 条（分離可能性）

1. 本規約の規定の一部が法令に基づいて無効と判断されても、本規約の他の規定は有効とします。
2. 本規約の規定の一部がある会員との関係で無効又は取消となった場合でも、本規約は他の会員との関係では有効とします。

第 35 条（準拠法）

本規約に基づく本契約の成立、効力、履行及び解釈に関して、日本法が適用されるものとします。

第 36 条（残存条項）

会員の会員登録が抹消された場合であっても、第 10 条、第 11 条、第 12 条第 4 項、第 13 条、第 14 条第 2 項、第 15 条、第 16 条第 3 項及び第 4 項、第 17 条第 3 項及び第 4 項、第 18 条、第 19 条第 2 項、第 20 条、第 21 条、第 22 条第 2 項、第 23 条第 2 項、第 24 条、第 25 条、第 26 条、第 28 条、第 30 条、第 31 条、第 32 条第 4 項、第 33 条、第 34 条、第 35 条、本条、第 37 条並びに第 39 条の規定は、会員登録抹消後・本契約終了後もなお（会員登録を抹消された当該者（当該元会員）と当社の間で）有効に存続するものとします。

第2章 「ボネクタ議会・政務活動」に関する特約

第37条（適用範囲）

1. 本サービスのうち「ボネクタ議会・政務活動」（以下「本プラン」といいます。）を利用する会員（以下「本プラン会員」といいます。）については、第1章の定めに加えて本章が適用されます。なお、第1章と本章が矛盾抵触する場合には本章が優先して適用され、本章に定めのない事項については、第1章の定めが適用されます。
2. 当社は、本プラン会員による本プランの利用が政務活動費（地方自治法第100条第14項）の交付対象となる議会の議員の調査研究その他の活動（以下「政務活動」といいます。）に該当するか否かについては一切保証しません。本プラン会員は、本プランの利用が政務活動として認められない場合があります、本プランの利用に対する政務活動費の交付・不交付（按分比率を含む。）について、当社が一切の責任を負わないことを確認し、これを了承した上で、本プランを利用しなければなりません。
3. 本プラン会員は、自己の責に帰すべき事由の有無にかかわらず、本プランの利用が政務活動として認められず、地方公共団体から政務活動費が交付されなかった場合であっても、本プランに係る料金の支払義務を免れません。

第38条（プランの変更に関する特則）

1. 本プランにかかる契約期間（第6条参照）にかかわらず、本プラン会員は、当社所定の手続により本サービスのプランについて本プランから当社所定のプランに変更することを申し出て、当社が当該プラン変更を認めた場合には、認めた日の翌月から本サービスのプランを変更することができます（以下変更後のプランを「変更後プラン」といいます。）。但し、当社が当該プラン変更を認めるにあたり、プラン変更の条件ないし時期を指定した場合には、それに従うものとします。
2. 当社は、原則として、本プラン会員が次の各号に定めるいずれかの事項（以下「プラン変更事項」といいます。）に該当することが本プラン会員によって客観的に証明された場合、前項に基づく本プラン会員による申出によるプラン変更を認めるものとします。但し、本プラン会員が前項の申し出をする場合、次の各号に定める事項に該当することを客観的に証明する公的書面その他当社が要求する客観的資料等を当社に対して提出しなければなりません。なお、当社所定の審査により、本プラン会員がプラン変更事項に該当しないと判断した場合、これに対して当該本プラン会員は一切異議を述べることはできません。
 - (1) 地方公共団体における議会の議員でなくなった場合
 - (2) 責めに帰すべき事由がないにもかかわらず、本プラン会員が所属する議会の地方公共団体が、本プランの利用を政務活動として一切認めず、また今後もその見込みがないことが明らかである場合
3. 変更後プランの契約期間は、第6条に定めるとおりとします。

第39条（本プランにおける免責）

1. 当社は、本プランに関する次の事項について、いかなる保証もしないものとします。当社は、当該事項が満たされなかったことにより本プラン会員又は第三者に生じた損失、損害、費用等について、一切責任を負わないものとします。
 - (1) 本プランの完全性、正確性、合目的性、有用性
 - (2) 本プランの利用が政務活動に該当し、これに対して政務活動費が支給されること
 - (3) 本プランで公開する地方公共団体における議会の議事録（以下「対象議事録」といいます。）の対象が、全国の地方公共団体における議会の全ての議事録を対象とし、本プラン会員が希望する議事録をいつでも閲覧可能であること
 - (4) 対象議事録が非公開とされることなく継続的に閲覧に供されること
2. 本プラン会員は、対象議事録の利用について、当該対象議事録を公開している地方公共団体を含む第三者から何らかの主張を受けた場合であっても、自己の費用と責任によりこれを解決するものとし、当社は一切責任を負いません。

以上

附則

2016 年 11 月 1 日 制定・施行

2018 年 12 月 4 日 改定

2020 年 3 月 31 日 改定

2023 年 9 月 8 日 改定



コラム

衆議院選挙

参議院選挙

地方選挙

選挙スケジュール

政治家データ

はじめての選挙

意識調査

特設コンテンツ



小村尚己 メッセージ



あなたの声を奈良県に、生駒郡を力強く、前へ。「奈良県議会議員こむ」

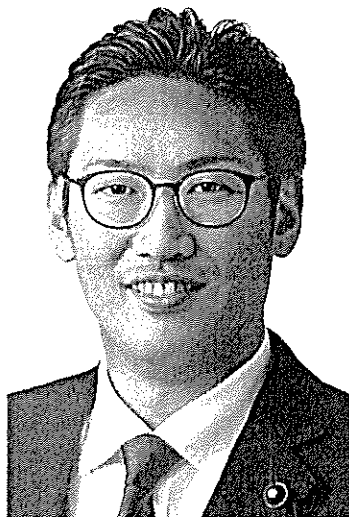
こむのなおり（奈良県議会議員【生駒郡】）



見る

小村 尚己

コムラ ナオキ／41歳／男



「生駒郡を力強く前へ」

肩書

奈良県議会議員/関西広域連合議会議員（理事）/奈良県議会議会改革推進会議委員長/奈良県レクリエーション協会会長/奈良県レスリング協会会長/WEST NARA広域観光推進協議会顧問/奈良県理容生活衛生同業組合郡山支部顧問/橿貴山観光協会相談役/法隆寺青年会議所理事長(2024年)

党派

自由民主党

サイト



小村尚己 最新活動記録

ブログ



	委員会 2026/3/17	する特定外来生物被害 クビアカツヤカミキリ対策を奈良県議会で問う 2026/3/2
	【御礼】第51回衆議院議員総選挙の結果を受けて【こむらなおき】 2026/2/9	【衆院選2026】安堵町 斑鳩町 三郷町 平群町 投票所まとめ【こむらなおき】 2026/2/7
	【衆院選2026】生駒郡から。日本列島を、強く豊かに。【こむらなおき】 2026/1/27	【こむらなおき】元気なうちに考えたい「自分のみらい」と医療・介護の選択【生駒郡4町】 2026/1/20
	【こむらなおき】4月から「日新湯」の入浴料金が変わります【安堵町】 2026/1/17	【こむらなおき】高市早苗総理が李在明大統領とともに法隆寺を訪問【斑鳩町】 2026/1/14
	【こむらなおき】奈良市で日韓首脳が共同会見 シャトル外交継続で一致【奈良県議会議員】 2026/1/13	【こむらなおき】水道窓口が移転しました！1月以降の問合せ先を確認【三郷町・平群町】 2026/1/12

[小村尚己のブログをもっと見る](#)

小村尚己 ギャラリー

ギャラリー

生駒郡を力強く前へ

1 脱ベッドタウン! 地域経済を活性化し、働きやすい奈良県へ

昨年3年の卒業生の有名人の数は1,235名、返答では、企業でも87校とあり、全数での1,125名を上回っています。就活時期を前出すること、またまた人材不足の状況がうかがえます。工場内での企業研修により卒業生が前出、現職への昇昇降降・転職等もあってよいのですが、特に大学や短期大学では卒業生が企業研修や学生生活を考え、アタセの強い推薦状などやインターンシップを命じ、卒業生としてできることを考えます。

- ① トップセミナーも英語で受講可能
- ② 本町村協会は非営利性、アドバイザリー業務
- ③ 地域でできる問題の多い本町村上
- ④ 雇用を行うための積極的な事業創出促進の上で本町村を支援



2. 学力の向上、アカデミックなまちづくりへ

「余計な下よりバカとバツ(専門)仕事をしていくことが、余計な下からの地位になる。これは、この方からのお話です。子供たちが将来の道行先を定めていくうえでも、学問よりも実業でできる範囲を定めておきなさい。勉強で得た知識と知識を活用し、事業用ともバツでよく、子供が好きな仕事へとよく、別な道を定めていけます。また、子供たちに指導することでもできる範囲を定めておきなさい。同じことはいくらでも。」

- ① 円卓の形についてより平易性を重視した取り組み
- ② 子供の体力向上、スポーツ振興に役立ち
- ③ 一人一台の端末を使った日本全国学習の強化
- ④ 地域移行を含め、様々な活動ができる環境を支援

3 魅力ある観光地づくり、農林業×観光施策の推進

[illegible]

- 既設水処理場のフラット化を上げるボアアップに導入される
- ガストロノミーターリズム型付フォーラムの設置、その後の夜を通じた観光を創出
- リニア中央新幹線中興駅の設置を推進
- 市町村・観光協会・DMO観光推進事業等と連携し観光を盛り上げ、関係可能な観光づくり

4 大和川直轄遊水池と 流域内水遊水池の整備

生野町内は大河川奥津内にもり、安曇町の富田本区、
松本市の松本、松川地区に囲まれて、富田川水が幹線
であるが、別れて流れる。また、その地方に大川川に流れて、
地方の方々の意見を聞きながら流れていく。

これまで地方の意見があった時は、大川川水質改善に
関係する問題により、大川川水質改善に努めていく。

- 国の財政政策と税制を評価し、財政赤字の削減
- 特定地方自治体に指定されたことにより補助金が上がったことに加え、財政赤字は国債発行と財政赤字をより一層増進
- 財政政策、税制改革の推進、四国財政局の増強と財政の改善

5 障がい者雇用対策

わが3年の体力がいかに著しく減少したか、と云っています。[「障害者たまたぐ」(池田信子著)]の四半世紀前によりはる増進の計が述べられておりました。こればかり、より強いのがある人々を多く出す事にはなっていないようです。

- 風質の分野に際出資を助けるための委託研究プロジェクトの実施
- 障害者就業・生活支援センターにおける適切な風通
- 親ガタリコーディネーターによる実習を通じたマッチング

小村尚己 YouTube・ショート動画

Youtube



あなたの声を奈良県に | 生駒郡を力強く、前へ。 | 奈良県議会議員こむら
こむらなおき【奈良県議会議員 | 生駒郡】



ショート動画



小村尚己 プロフィール・略歴

パーソナルデータ

生年月日	1985年02月18日
年齢	41歳
星座	みずがめ座
出身地	鹿児島県指宿市
好きな本、漫画、雑誌	竜馬がゆく、ワンピース、サラリーマン金太郎

略歴

- 斑鳩町立斑鳩西小学校卒業
- 斑鳩町立斑鳩南中学校卒業
- 奈良県立信貴ヶ丘高校卒業(現 西和清陵高校)
- 関西大学 法学部政治学科卒業
- 斑鳩町議会議員
- 奈良県議会議員
- 学習塾 共育塾 代表

議員を志したきっかけ

高校3年生の時、テレビ朝日放送の「朝まで生テレビ」を偶然見ました。当時、内容はまったくわかりませんでしたが、『こんな夜遅くにこれだけ熱く、日本の行く末を議論している。これまで政治家には悪いイメージしかなかったが、こんなにかっこいい大人がいるんだ』と思い、政治家を志しました。

小村尚己 政策・メッセージ

政策メッセージ

1, 学力の向上、アカデミックなまちづくり

学習塾を経営してきた民間教育の経験をいかし、子供ががんばろうと思ったときに、頑張ることのできる環境をつくっていきます。

2, 脱ベッドタウン、地域経済活性化、働きやすい奈良県へ

県内に雇用の場を確保し、地域内経済の循環を図ります。

3, 魅力ある観光地づくり、食×農×観光の連携

ガストロノミーツーリズムに代表されるように奈良県の伝統や文化、食、農を連携し、選ばれる観光地づくりを推進します。

4, 大和川直轄遊水池と流域内水対策

災害に強い町づくりを目指します。特に、生駒郡内は、大和川また大和川支川の外水また内水対策などをしっかり取り組みを推進してまいります。

5, 障害者雇用対策の充実

障害をお持ちの方も地域の中で共に生活できる環境づくり、農福連携や雇用定着の支援を推進してまいります。

住民の皆様へのメッセージ

これから奈良県が変わるためには、『自民党が変わっていかなければならない。』『青年局世代の私たちが皆さんの厳しい声や不満をしっかりと聞き、政策に反映していかなければいけない』と思っています。国・県・町をつなぐパイプ役として使っていただける議員になるよう。また、地元の身近な議員になれるよう精一杯頑張っておいてまいります。

SNSタイムライン

SNS情報



第11号様式の6（第5条関係）

政務活動記録簿（ホームページの開設等）					
会派・議員名 小村 尚己					
年 月 日	令和8年1月20日他				
表題	こむらなおきチャンネル				
対象者	すべてのYouTube視聴者（広告は生駒郡に限定）				
開設目的	従来の広報誌だけでなく、動画配信を用い、さらに広く取組みをしていただき、またアンケートフォームを開設し誘導することによって意見や要望をもらいやすくするため				
按分率の説明	依頼して作成した動画尺3分23秒（=203秒）のうち自己紹介パートが15秒 $188/203 \times 100 = 92.6\%$ 充当。広告費用も同按分率。				
内容	動画①https://youtu.be/QJ8hXcNTLqA?si=Q83VUoA3DsDbopck 「奈良県高校入試制度の変更」について 動画②https://youtu.be/QJ8hXcNTLqA?si=ZSukIHgIGvqej8f8 概要文：奈良県議会議員として2期、県政活動に取り組んだ内容について。道路の安全対策、防犯対策、通学路の改善、インフラ整備など。 ご意見・ご要望集約フォームを動画②の概要欄に設置。				
ホームページ制作等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	活動報告動画 広告費	イチニ株式会社	330,000 円	150,000 円×2 本 + 税	157
	振込手数料	南都銀行	445 円		157
	活動報告動画 制作費	(株) FG	330,000 円	企画・撮影・編集一式	190
	合計 660,445 円 ※92.6% 充当 611,572 円				
備考	チャンネル URL : https://www.youtube.com/@komura.naoki-nara 広告に使用した動画 : https://youtu.be/QJ8hXcNTLqA?si=Q83VUoA3DsDbopck https://youtu.be/QJ8hXcNTLqA?si=ZSukIHgIGvqej8f8 ご意見集約フォーム ■地域へのご意見・県政へのご要望はこちらから。 https://forms.gle/3ktpgSp7quBqUTC36 ■県政への評価はこちら。 https://forms.gle/gPuTMJJUxwK6HrdB7				

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。

第11号様式の6（第5条関係）

政務活動記録簿（ホームページの開設等）					
会派・議員名 小村 尚己					
年 月 日	令和8年3月17日				
表題	こむらなおき公式HP更新				
対象者	すべてのインターネットユーザー				
開設目的	議会活動の内容や政策に関する情報を、住民に対してより分かりやすく、かつタイムリーに発信するため、ホームページの更新を行った。具体的には、トップページに動画を埋め込むことで視覚的・直感的に内容を伝えるとともに、写真の差し替えにより最新の活動状況を反映し、情報の正確性および閲覧性の向上を図ることを目的とする。				
按分率の説明	後援会活動と按分				
内容	ホームページのトップページについて、議会活動の理解促進を図るため動画コンテンツの埋め込みを行った。 あわせて、掲載写真についても現状に即した内容へ差し替えを行い、情報の更新を実施した。				
ホームページ制作等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	HP修正／埋め込み作業／写真入替等	(株)FG	77,000円	一式	191
	振込手数料	南都銀行	220円		191
	合計 77,220円 ※50%充当 38,610円				
備考	https://komuranaoki.com/				

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。

第11号様式の10（第5条関係）

政務活動記録簿（年会費負担）

会派・議員名 小村尚己

年 月 日	令和7年4月～令和8年3月			
年会費名	奈良政策研究会・会費			
相手方	奈良政策研究会			
年会費支払目的	情報収集し、議会での質問に役立てるため			
按分率の説明	按分率 66.6%（懇談会の費用を除いて充当）			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	◆本会の活動内容 本県の県政全般に及ぼす影響を主眼に活躍している ◆本会の活動頻度 年四回の講演の開催、県外研修 ◆参加者の状況 地方議員、経営者や団体の役員等が参加 ◆効果 本会議等での質問に役立てている			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	4月会費	5,220 円	会費（振込手数料含む）	12
	5月会費	5,220 円	会費（振込手数料含む）	31
	6月会費	5,220 円	会費（振込手数料含む）	50
	7月会費	5,220 円	会費（振込手数料含む）	65
	8月会費	5,220 円	会費（振込手数料含む）	79
	9月会費	5,220 円	会費（振込手数料含む）	93
	10月会費	5,220 円	会費（振込手数料含む）	112
	11月会費	5,220 円	会費（振込手数料含む）	128
	12月会費	5,220 円	会費（振込手数料含む）	146
	1月会費	5,220 円	会費（振込手数料含む）	161
	2月会費	5,220 円	会費（振込手数料含む）	178
	3月会費	5,220 円	会費（振込手数料含む）	200
	合計	62,640 円	全て 66.6% 充当	3,476 円×12 か月=41,712 円
備考	添付資料：会規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

奈良政策研究会規約

(名 称)

第1条 本会は奈良政策研究会と称し、主たる事務所を大和高田市永和町10-26 近畿ビル内に置く。

(目 的)

第2条 本会は奈良県発展に資する政策提言をとおして、安全、安心な地域づくりを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は前条の目的達成のため次の事業等をおこなう。

- (1) 研修会、懇親会の開催。
- (2) 政策提言のための委員会の開催。
- (3) 会報、出版物の発刊及び配付。
- (4) 関係諸団体との連携。
- (5) その他、会の目的達成のため必要な事業。

(構 成)

第4条 本会は規約第2条の目的に賛同する奈良県議会議員、奈良県内の市町村議会議員をもって構成する。ただし、本会の目的に賛同する個人及び法人の入会を認め、賛助会員として各種会合への出席を認める。

2 本会への入退会は役員会の了承を得るものとする。

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|----------------|------------------|
| (1) 会 長.....1名 | (4) 政策委員長.....5名 |
| (2) 副会長.....2名 | (5) 会 計.....1名 |
| (3) 幹事長.....1名 | (6) 会計監査.....2名 |

2 1の役員以外に顧問、相談役を置くことができる。

3 会長は本会の運営を円滑に進めるため役員会を開催する。

(任 期)

第6条 役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

(総会)

第7条 本会の総会は会員及び賛助会員によって構成される。総会は会長の招集により毎年1回開催する。ただし必要と認めた時は臨時総会を開催することができる。

2 総会は役員を選出、運営に関する基本事項、規約の改廃、その他本規約の定めのない重要事項について決定する。

3 総会は会員の過半数の出席（委任可）で成立し、出席会員の過半数の同意で議決するものとする。

(運営)

第8条 本会の個々の事業運営は役員及び当該事業に関わる会員が行うこととする。

(経費)

第9条 本会の経費は会費（1口＝月額5千円）及び賛助会費（月額個人1口＝5千円、法人1口＝1万円）、寄付金、協力金、事業収入、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第10条 本会の会計年度は1月1日に始まり、当該年の12月31日に終わる。

(会計監査)

第11条 本会の会計責任者は本会の経理につき、年1回会計監査による監査を受ける。

(その他)

第12条 本規約のほか運営に必要な事項は、別に会長が定め総会の承認を経て実施することができる。

付則 本規約は平成16年11月25日から施行する。

第11号様式の10（第5条関係）

政務活動記録簿（年会費負担）				
会派・議員名 小村尚己				
年 月 日	令和7年4月～令和8年3月			
年会費名	奈良ヒューライツ議員団 2025 年度会費			
相手方	奈良ヒューライツ議員団			
年会費支払目的	奈良県の人権や福祉に関する政策の勉強のため			
按分率の説明	すべての政務活動			
活動内容等 ※年会費支払い の効果を明記の こと	◆本会の活動内容 人権に関する政策の推進を目指し、勉強会を行っている。 ◆本会の活動頻度 数ヵ月に一度、勉強会を開催 ◆参加者の状況 県・市町村議会議員 など ◆効果 県議会での活動における今後の参考になった。			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	¥30,000		36
		合計 30,000 円 （全て政務活動）		
備考	添付資料：会規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

奈良ヒューライツ議員団 規約

- 第1条 本会は、奈良ヒューライツ議員団と称し「人の世に熱あれ 人間に光あれ」の水平社精神のもとに活動する部落解放同盟奈良県連合会と連帯し、且つふるさと創生を柱とする活動を目的にします。
- 第2条 本会は、部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃及び人権尊重をめざし、人権文化の政策推進につとめ、ふるさと創生のための経済と文化の構築をめざします。そのために政党会派の枠を超え、議員相互の親睦をはかり政策研究・経験交流を深めます。
- 第3条 本会は、第1条・第2条の主旨に賛同する奈良県内の県・市町村議会議員ならびに元加盟議員の加入をもって構成します。加入承認は会員の推薦に基づき、定例会議で承認します。
- 2 本会の活動目的・主旨に反する行為、倫理を逸脱した行為をした加盟議員には退会を求めます。
- 第4条 本会は、その目的・主旨の会務活動の円滑な遂行のため、総会において下記の役員を互選します。任期は1年とします。
- | | | | |
|--------|----|--------|-----|
| 1. 議 長 | 1名 | 2. 幹事長 | 1名 |
| 3. 会 計 | 1名 | 4. 幹 事 | 若干名 |
| 5. 監 事 | 2名 | | |
- 2 本会に加盟する議員が勇退した場合、本会の活動趣旨に沿った議員活動や本会の活動への功績を鑑みて、役員で協議の上、相談役への就任を要請します。
- 第5条 本会の定例会議は総会及び研修等を兼ね、年4回（2月・5月・8月・11月）開くこととし、必要に応じて臨時会議、役員会を随時開きます。会議の招集及び総括は議長が行います。
- 第6条 ①本会の会費は年額次のとおりとする。
- | | | | |
|----------|-----|------------|-------|
| 1. 県議会議員 | 3万円 | 2. 奈良市議会議員 | 2万5千円 |
| 3. 市議会議員 | 2万円 | 4. 町村議会議員 | 1万円 |
- ②会計年度は2月1日より翌年の1月31日までとします。
- 第7条 本会の運営上の細則は内規とし、都度会議で協議します。
- 第8条 本会は、2002年2月15日より発足します。

【2005年度第1回定例会議（2005年5月10日）で一部改正】

【2019年度第1回定例会議（2019年5月31日）で一部改正】

【2023年度第1回定例会議（2023年7月14日）で一部改正】

第11号様式の11（第5条関係）

令和7年度事務所(駐車場)状況報告書

会派・議員名 小村 尚己

①政務活動事務所	☐ 自宅 ☒ 自宅以外
②所在地	住所 生駒郡斑鳩町興留 6-402-1
③他用途との兼用	☐ 無 ☒ 有 ☒ 後援会の事務所 ☐ 政党事務所 ☐ その他 ()
④所有区分	☐ 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 ☒ 賃貸物件（賃貸借契約先 所有者 ☒ 第三者 ☐ 自己・同一生計者が経営する法人 （登記簿の目的に不動産の賃貸有） ☐ 自己・同一生計者が経営する法人 （登記簿の目的に不動産の賃貸無）
⑤按分率の考え方	☐ 使用実態（使用面積又は使用時間による） ☐ 事務所全体面積 m^2 (a) うち政務活動使用面積 m^2 (b) ☐ 事務所使用時間 時間(a) うち政務活動使用時間 時間(b) $(b)/(a) = \quad / \quad \rightarrow$ 按分率 $\quad / \quad$
⑥事務所賃借料の計上	☒ 無 ☐ 有 按分率 $\quad / \quad$ （按分率の考え方： ）
⑦駐車場代の計上	☐ 無 ☒ 有 ☐ 来客専用 按分率 $\quad / \quad$ ☒ 来客兼用 按分率 $1/2$ （按分率の考え方：後援会活動との按分）
⑧光熱水費・維持管理費の計上	☒ 無 ☐ 有 按分率 $\quad / \quad$ （按分率の考え方： ）
⑨備考	

注 賃貸借（事務所・駐車場）の場合は、別途契約書を添付してください。

興留 6 丁目 露天駐車場 / ガレージ 賃貸借契約書

甲 借主 小村尚己

乙 貸主

第 1 条 甲は乙の所有する下記表示の物件（以下本物件という）を自動車の駐車の用に供する為に借り受け、他の用途に使用しないことを約した。

【物件表示】

奈良県生駒郡斑鳩町興留 6 丁目 402-1

興留 6 丁目 露天駐車場 / ガレージ No.10 号

第 2 条 本物件の使用期間を、令和 2 年 3 月 1 日より令和 3 年 2 月 28 日までの 12 ヶ月間とする。ただし、本契約期間満了の日までに甲乙の何れかに異議がなければ本契約を更新することができる。

第 3 条 本物件を一台につき月額 7,000 円也とし 1 台分計金 7,000 円也を毎月末日までに翌月分を乙が指定した下記の銀行口座に支払わなければならない。なお、同上期日までに賃料の納入なき場合は、直ちに催告無しに乙が本契約を解除されても甲は異議なく承諾するものとする。

【指定口座】

南都銀行

いかるが不動産 宛

第 4 条 甲は本物件を乙の事前承諾を得た用途以外に使用することはできない。

第 5 条 本駐車場内での天災、火災、盗難、違法駐車その他一切の甲の損害についてはその原因の如何を問わず乙がその責めを負わない事を甲は承諾する。

第 6 条 甲は車両の敷地内への出入り保管に十分注意し、甲並びに甲の関係人が万一、故意又は過失により敷地内の施設若しくは他の車両に損害を与えたときは甲の責任において速やかにその補償をすべきものとする。

第 7 条 甲乙の何れかが本契約を途中解約しようとするときは、その相手方に対し 1 ヶ月以上前に通知しなければならない。ただし、甲の違約による契約解除の場合は乙が解除通告を甲に発送した時とする。また、本契約が終了した時には甲は乙に対し明け渡し移転料等の一切の金員を請求することはできない。

第 8 条 本契約の期間満了又は解約、解除による本契約終了後も甲の車両等の残置ある場

合にはこれを乙の方法にて適宜処分しても甲は異議がないものとし、またこれに要したる実費並びに損害金は全て甲の負担とする。

第9条 本契約の保証金として金 7,000 円也を甲は乙に預託し、乙はこれを受領した。本金員は甲が乙に対する本契約終了による一切の債務を精算したとき利息を賦せず甲に全額返還するものとする。ただし、甲の未払い債務があるときは本金より弁済充当するものとする。

第10条 甲が乙に車庫証明等の証明類の発行を求めたときには、乙は必要に応じ駐車料6ヶ月分の前納を求めることができるとし、その証明料は1台につき金 12,000 円也とする。

本契約を証するため甲乙双方署名押印の上本契約書2通を作成し、各々各1通を所持するものとする。

令和2年2月 日

甲

住所

氏名

TEL

乙

住所

氏名

管理者

住所

氏名

TEL

奈良県生駒郡斑鳩町興留5丁目15番33号

(株) いかるが不動産

代表取締役 東 丈司

0745-74-0056



※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。



業務委託契約書

小村尚己(以下、「甲」とする)と[REDACTED](以下、「乙」とする)とは、
甲の乙に対する業務委託に関し以下の通り契約(以下、「本契約」とする)を締結する。

第1条(目的)

本契約は甲乙相互間の信頼に基づく公正な取引関係を確立し、相互の利益と業務の発展をはかることを目的とする。

第2条(業務の内容)

- 一、 甲は乙に対して、以下に定める業務(以下、「本業務」とする)を委託し、乙はこれを受託する。
 - ①甲が指定する情報の収集・報告活動、並びに付随する業務
 - ②甲が指定するデータ入力・管理する業務
 - ③甲が指定する書類作成・管理する業務
 - ④甲が指定する場所等においてカメラマンとして随行・撮影する業務
 - ⑤その他、甲乙協議の上決定された業務
- 二、 甲または乙は、必要があるときは業務委託の内容、実施方法の変更および追加等を甲乙協議の上、行うことができるものとする。

第3条(業務の内容)

乙は甲と緊密に連絡を取り、甲から乙への委託業務に係る業務指示等に基づき善良なる管理者の注意をもって委託業務を遂行するものとする。

第4条(再委託)

乙は甲に事前通知なしに、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。

第5条(業務委託料および支払い方法)

- 一、 甲は委託業務に係る業務委託料を乙に対し委託料として 121,000- (税込) 支払うものとする。
- 二、 第一項の業務委託料を甲は乙が指定する金融機関の口座に月末に振込、または現金にて支払う。振込手数料は甲の負担とする。

第6条(資料などの貸与・保管・返却・廃棄)

- 一、 甲は委託業務の遂行上必要な資料等(以下、「資料等」とする)を乙に貸与し、また委託業務遂行上必要な情報を告知するものとする。
- 二、 乙は甲より貸与された資料等を善良な管理者の注意をもって保管・管理し本契約に基づく委託業務の遂行以外の目的に使用しないものとする。
- 三、 乙は甲より貸与された資料等を本契約に基づく委託業務の遂行以外の目的に複写・複製・編集等を行わないものとする。
- 四、 乙は甲より貸与された資料等について、甲の指示により、返却または廃棄するものとする。ただし、その際の費用は甲の負担とする。

第7条(秘密保持)

- 一、 甲および乙は本契約に際して、または本契約に基づく委託業務遂行上知り得た個人情報その他の秘密情報の秘密を遵守せしめるものとし、本契約有効期間中のみならず、本契約終了後も相手方の事前の承諾を得ることなく、第三者に開示・漏洩しないものとする。
- 二、 本契約が終了した場合でも、本条に規定する守秘義務は、本契約から将来に渡り効力を有するものとする。
- 三、 甲および乙は本業務で作成した文書等を互いの承認なしに流用してはならない。

第8条（事故処理）

本契約に基づく委託業務の遂行に支障をきたすおそれのある事態が生じた場合は、速やかに相手方に連絡するとともに、甲乙協力してその解決処理にあたるものとする。

第9条（不可抗力）

天災事変、戦争、暴動、内乱、同盟罷業、争議行動その他不可抗力により本契約の全部または一部の履行の遅延または不能が生じた場合は甲および乙は共にその責を負わないものとする。

第10条（解約）

- 一. 甲および乙は本契約期間中であっても、1か月前の予告期間をもって本契約を解約することができるものとする。
- 二. 前項に基づく解約については、甲および乙は相手方に対しその事業に損害が生じないよう配慮するものとする。

第11条（反社会的勢力の排除）

甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- 一. 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、若しくはこれらに準ずる者、又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
- 二. 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この媒介契約を締結するものでないこと。
- 三. この契約の有効期間内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為しないこと。これら行為をした場合には、何等の催告を要せずして、この契約を解除することができる。
 - ①相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - ②偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

第12条（契約期間）

本契約の有効期間は、本契約締結の日から1年とする。ただし、期間満了の日から1か月前までに甲乙いずれから何ら申し出のない場合は、同一条件をもってさらに1年延長されるものとし、以後も同様とする。

第13条（協議事項）

本契約に定めのない事項および本契約各条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙互いに信義・誠実の原則に従い、協議・決定するものとする。

以上、甲乙間に契約が成立したので、本契約書を2通作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

2023年 5月 7日

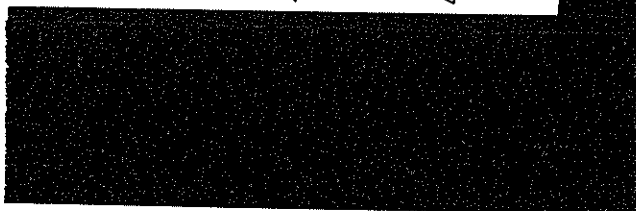
甲（委託者）

住所
氏名

奈良県生駒郡斑鳩町興留 7-7-2
小村 尚己

乙（受託者）

住所
氏名



住所変更通知書

2024 年 6 月 吉日

奈良県議会議員 小村 尚己 様

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、私の住所につきまして、下記の通り変更がございましたので、謹んでご通知申し上げます。今後とも変わらぬご厚情を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

まずは略儀ながら書中にてご通知申し上げます。

敬具

記

1. 新住所

[Redacted address information]

2. 旧住所

[Redacted address information]

3. 変更日

2024 年 6 月 7 日より有効

4. 連絡先

[Redacted contact information]

[Redacted signature/initials]

番号	名称	規格・機種	数量	取得			処 分 の 状 況			保管場所	備考 (購入先)
				単 価 (単位:円)	取得金額 (単位:円)	年 月 日	価 格	処分の内容	年 月 日		
1	プロジェクター	View sonic SP7	1	45,900	45,900	令和7年10月9日				事務所	Amazon
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
年度計				45,900	45,900						

注 1 1件の取得価格が3万円以上(消費税込み)の備品等の財産を取得した場合、この台帳に記入するものとする。

2 年度ごとに集計し、政務活動収支報告書とともに議長へ提出することとする。

3 購入単価(税込)は上限10万円とする。(ただし、パソコンを除く。)

4 処分の内容欄には、売り払い、廃棄処分等別に記入すること。

5 備考欄には取得の相手方又は処分の相手方等を記入すること。

6 保管場所を明らかにし、現物確認ができる状態とすること。